

令和2年12月24日

高等裁判所事務局人事課長 殿
家庭裁判所事務局長 殿 東京、大阪、名古屋、広島、
福岡、仙台、札幌、高松

裁判所職員総合研修所

事務局企画研修第一課長 竹内淳司
同 企画研修第二課長 萱間友道
同 企画研修第三課長 北島康弘

令和2年度研修計画協議会の事前配布資料について

(事務連絡)

標記の事前配布資料として下記の資料を送付しますので、貴府所属の協議員に交付してください。

記

- 1 令和2年度研修計画協議会日程表
- 2 令和3年度研修実施計画（案）についての説明
- 3 令和3年度研修実施計画（案）
- 4 令和3年度裁判所職員（裁判官以外）研修
- 5 令和3年度研修実施計画一覧表（令和2年度との比較表）
- 6 司法研修所との合同実施状況一覧表（平成28年度～令和2年度）
- 7 令和2年度研修計画協議会説明要旨

令和2年度研修計画協議会　日程表

令和3年1月7日（木）

時　刻	内　容
13:25	事務連絡
13:30	所長挨拶
13:35	令和2年度研修実施状況報告・令和3年度研修実施計画説明（30分） 1 報告・説明 2 質疑応答
14:05	(休憩)
14:15	意見交換（130分） テーマ「コロナ後における研修の在り方～コロナ禍での対応を契機として考える今後の研修の在り方～」 (15:15～15:25 休憩)
16:25	所長挨拶
16:30	終了

令和 2 年 1 2 月

令和 3 年度研修実施計画（案）についての説明

裁判所職員総合研修所

第 1 検討の視点

1 研修実施計画策定に当たっての基本的な考え方

裁判所職員総合研修所（以下「総研」という。）では、社会経済情勢の変化や価値観の多様化等の諸情勢、特に、近時、組織運営の適正確保に対する国民の目が一層厳しいものになっている状況にあることを踏まえ、国民の期待と負託に応えることができる裁判所職員を育成していくという観点から、現在及び将来にわたる事務の質の維持・向上を目指した諸施策の進展状況も見据え、各種集合研修を計画・実施している。その基本的な視点は、次のとおりである。

- (1) 裁判所を取り巻く状況の変化に適切に対応し、自律的に執務を遂行することができる職員を育成する。
- (2) 各職場におけるOJTとの効果的な連携を意識した研修の充実を図る。
- (3) 裁判官を含めた各職種間で、それぞれの職務についての相互理解を深めた上で、関係職種間の連携強化を図る。
- (4) 社会情勢の変化や法改正の趣旨等を踏まえ、時宜に応じた課題に対応する。

2 令和 2 年度の研修実施状況

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、①養成課程については、在宅学修、DVD 視聴及びオンライン研修を集合研修に一部併用する方法で実施し、②中央研修、高裁委嘱研修及び総研が通達を発出する自府研修については、実施する必要性が特に高いと認められるもの（採用や昇任に伴う導入系の研修や、施策遂行上の必要性が特に高いもの）を除き、基本的に中止した。

3 令和 3 年度研修実施計画（案）の策定に当たっての考慮要素

- (1) 新型コロナウイルス感染症をめぐっては、感染拡大に係る今後の動向を現時点において見通すことは極めて困難であり、令和 3 年度も、総研において、引き続き着実に感染防止策を講じつつ、周辺自治体の理解を得て円滑に研修を実施するには、研修のため総研に集合させる職員の人数を、令和 2 年度と同等の規模（概ね 400 人前後）を上限とすることを軸に調整を行う必要がある。
- (2) このような状況下で、書記官養成課程については、令和 3 年度も引き続き、オンライン研修を一部併用して実施する見通しである。養成課程以外の研修にオンライン研修を導入することについては、そのためのインフラが整備されていない現状においては、少なくとも令和 3 年度については困難であるが、中央研修及び研究については、養成課程へ影響を与えないよう配慮しつつ、可能な範囲で養成課程用のインフラを試行的に利用すること等を検討したい。
- (3) 令和 3 年度は、特段の事情がない限り、研修実施計画に登載された研修の全てを実施することが原則となろうが、新型コロナウイルス感染症の今後の見通しが不透明な中にあっても、可能な限り、職員の研修参加機会と研修効果を確保するためには、研修対象者が多数に上る高裁委嘱研修及び総研が通達を発出する自庁研修について、同年度中の実施の必要性や期間の短縮、実施方法等に関する総研の基本的な考え方を示し、下級裁が、庁の実情に応じた柔軟な対応ができるよう支援する予定である。

第 2 令和 3 年度研修実施計画

1 概要

令和 3 年度研修実施計画は、上記の視点を踏まえ、事務総局及び各高裁とも連携を密にしながら、職員の現状や課題、職場のニーズを的確に把握、分析した上で、時宜にかなった適切な研修の企画実施に努めていきたいと考えている。

その概要は、別添「令和3年度研修実施計画（案）」のとおりであり、令和2年度研修実施計画からの主な変更点は、以下に記載したとおりである。

2 令和2年度研修実施計画からの主な変更点

(1) 中央研修

ア 総研に集合する職員の人数を調整するための変更（前記第1の3(1)）

(ア) 実施時期の変更

例：係長等（総務担当）研修（10月→6月），係長等（人事担当）研修（10月→7月），民事実務研究会（第2回）（1月→12月），執行官実務研究会（2月→3月）

(イ) 実施回数の削減

例：中間管理者研修Ⅱ（2回→1回）

(ウ) 人員の縮小

例：中間管理者研修Ⅰ（第2～4回）（約80人→約30人），家庭裁判所調査官特別研修（第1～2回）（約40人→約25人）

イ その他の事情による変更

(ア) 実施回数の増加（令和2年度未研者対応）

例：中間管理者研修Ⅰ（3回→4回），次席家庭裁判所調査官等研究会（1回→2回），主任家庭裁判所調査官研修（1回→2回）

(イ) 実施時期の変更

例：実務指導研究会（書記官ブラッシュアップ研修の実施に向けた高裁における準備期間，参加者増に伴う演習室等の確保等を考慮（5月→4月））

(ウ) 期間の変更

例：研修計画協議会（集合方式からテレビ会議による同時配信方式への変更による短縮（2日→1日）），実務指導研究会（DV教材の事前配布を併用することによる短縮（2日→1日）），

主任家庭裁判所調査官研修（組を単位とした事務処理の考え方
を一層反映させるためのカリキュラム再編（4日→3日））

(2) 高裁委嘱研修及び総研が通達を発出する自序研修

ア 実施の必要性に関する総研の基本的な考え方（前記第1の3(3)）

参考となる指標は以下のとおり

（ア） 基本的に必ず実施するもの

例：新任中間管理者研修、書記官ブラッシュアップ研修、新任係長研修、新採用職員研修、フォローアップセミナー、フレッシュセミナー

（イ） 基本的に実施するもの

例：次席家庭裁判所調査官等実務研究会、家庭裁判所調査官実務研究会、事務官法律研修、ステップアップ研修

（ウ） 実施が困難である場合は令和4年度以降への繰越しも可とするもの

例：事務官専門研修、ジャンプアップ研修

イ 期間の短縮に関する総研の基本的な考え方（前記第1の3(3)）

期間を短縮する場合の下限を明示

例：新任中間管理者研修（5日→3日）、新任係長研修（3日→1日）、新採用職員研修（5日→2日）

ウ 実施方法に関する総研の基本的な考え方（前記第1の3(3)）

所定の研修効果をできるだけ確保するための工夫を講じた上で、各庁の判断により、集合研修に代えて、研修の全部又は一部にテレビ会議による同時配信やDVD視聴等を活用することも可（ただし、令和3年度のオンライン研修の導入は不可（前記第1の3(2)））

(3) 研究



(4) 裁判所書記官養成課程及び家庭裁判所調査官養成課程

ア 令和 3 年度裁判所書記官養成課程及び家裁調査官養成課程の予修期及び実務修習等の実施時期の変更について

(ア) 裁判所書記官養成課程第一部第 18 期及び第二部第 18 期につき、研修生の所属庁において予修期修習を実施することとし、これに伴い、令和 3 年 5 月 10 日に入所式を実施した後、第一部第 18 期につき第 1 期研修、第二部第 18 期につき裁判事務修習をそれぞれ開始することとした。また、実務修習の終了時期を同年 9 月 24 日とし、同月 27 日から第一部第 18 期につき第 2 期研修、第二部第 17 期につき第 3 期研修をそれぞれ開始することとした。

(イ) 家庭裁判所調査官養成課程第 18 期につき、研修生の所属庁において予修期修習を実施し、令和 3 年 5 月 10 日に入所式を実施した後、前記合同研修を開始することとした。第 17 期は、養成課程の修了日を令和 4 年 3 月 25 日とすることに伴い、後期合同研修の開始日を従来よりも 2 週間後倒しして、9 月 16 日から実施することとした。

イ 令和 3 年度裁判所書記官養成課程の一部におけるオンライン形式による研修（以下「オンライン研修」という。）の実施について

(ア) 第一部第 18 期

次の 3 期間について、オンライン研修を実施する。その他の期間は、所属庁での予修期修習若しくは実務修習又は総研での集合形式による研

修（以下「集合研修」という。）（試験を含む。）となる。オンライン研修は、①の期間は単独で、②及び③の期間は、第二部第17期と合同で実施する。オンライン研修の受講場所は、令和2年度と同様、一都三県の4庁（東京、横浜、さいたま及び千葉）に所属する養成課程生は総研、その他の養成課程生は所属庁等とする。

- ① 5月10日（月）から7月16日（金）まで（第1期）
- ② 11月15日（月）から12月28日（火）まで（第2期1）
- ③ 令和4年3月1日（火）から同月25日（金）まで（第2期2）

(イ) 第二部第17期（二部2年）

次の2期間について、オンライン研修を実施する。4月から実務修習までの期間は、令和2年度に引き続き集合研修を実施する（二部1年時の令和3年3月1日から総研における集合研修を実施しており、同年4月以降も引き続きこれを実施する。）。所属庁での実務修習の後、総研における集合研修（試験を含む。）を経て、オンライン研修に切り替える。①及び②の期間とも、第一部第18期と合同で実施する。オンライン研修の受講場所は、(ア)と同様である。

- ① 11月15日（月）から12月28日（火）まで（第3期1）
- ② 令和4年3月1日（火）から同月25日（金）まで（第3期2）

(ウ) 第二部第18期（二部1年）

10月15日（金）から令和4年2月28日（月）までの期間について、オンライン研修を単独で実施する。その他の期間は、所属庁での予修期修習若しくは裁判事務修習又は総研での集合研修（試験を含む。）となる。オンライン研修の受講場所は、(ア)と同様である。

ウ 家庭裁判所調査官養成課程について

前期合同研修においては、新型コロナウィルス感染症の感染拡大の状況等に鑑みながら、見学、実習の実施の可否を検討する予定である。また、令和

資料2

3年10月から実施予定である新様式の少年調査票に対応した講義、演習を実施する予定にしている。

後期合同研修は養成課程第17期生が対象となるが、養成課程第17期生は、新型コロナウィルス感染症の感染拡大及びそれに伴う緊急事態宣言の影響により、当初予定していた前期合同研修のカリキュラムが実施できていない。したがって、後期合同研修の実施に当たっては、養成課程第17期生の実務修習の実施状況や到達目標の達成状況等を踏まえ、カリキュラム全体を再度検討し、前期合同研修で実施できなかった科目を実施したり、既存の科目の単位数を増設したりすることも視野に入れながら、任官に向けて必要な指導が行えるように配慮したいと考えている。

部外秘

令和3年度裁判所書記官養成課程日程表（案）

〔裁判所職員総合研修所〕

令和3年度研修実施計画（案）

裁判所職員総合研修所

目 次

第1 研修	1
1 中央研修	1
2 高裁委嘱研修	7
3 自序研修	9
4 研究	10
5 委託研修	11
第2 養成	12
1 裁判所書記官養成課程	12
2 家庭裁判所調査官養成課程	12

※期間は、休日を除く実日数を記載している。

※このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

第1 研修

1 中央研修

(1) 管理者層 ア 管理業務系

番号	名 称		目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者	
1	首席書記官研究会		首席書記官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 9. 15(水) ～ 9. 16(木)	2日	未定	地・家・簡裁の首席書記官	
2	首席家庭裁判所調査官研究会	第1回 ----- 第2回	首席家裁調査官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 9. 2(木) ～ 9. 3(金) 3. 11. 25(木) ～11. 26(金)	2日 ----- 2日	8 ----- 未定	高裁所在地の首席家裁調査官 ----- 首席家裁調査官	
3	事務局長研究会		事務局長として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 2. 17(木) ～ 2. 18(金)	2日	未定	地・家裁の事務局長	
4	管理者研究会 (組織運営) ※司研合同			支部運営を始めとする組織運営に関する研究及び討議を行うことにより、幹部職員としての管理能力の向上と意識の高揚を図る。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	3. 5. 18(火) ～ 5. 20(木)	3日	未定	次席書記官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官(次席家裁調査官の経験がある者), 次長
5	次席家庭裁判所調査官等研究会	第1回 ----- 第2回	次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 4. 26(月) ～ 4. 28(水) 3. 9. 29(水) ～10. 1(金)	各3日	未定	次席家裁調査官、総括主任家裁調査官	
6	管理者研究会		幹部職員として、その職務を遂行するためには必要な広い視野と高い識見を習得させるとともに、当面する諸問題の研究及び討議を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 4. 12(月) ～ 4. 16(金)	5日	未定	新たに局長(高裁を除く。), 次長, 事務部長, 首席書記官, 次席書記官, 総括主任書記官, 首席家裁調査官, 次席家裁調査官, 総括主任家裁調査官, 首席技官(最高裁), 次席技官(最高裁)等に任命された者	

イ 研修事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
7	研修計画協議会	研修実施計画及び研修運営上の諸問題について協議する。	テレビ会議	4. 1. 6(木)	1日	25	高裁の次長, 首席書記官, 高裁所在地の首席家裁調査官

(2) 中間管理者層
ア 管理業務系

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
8	中間管理者研修 I	第1回	裁判所職員総合研修所	3. 9. 7(火) ～ 9. 10(金)	各4日	約100	昇任後おむね7年未満の主任書記官若しくは主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長補佐、専門官、班長又は主任技官の職にある者
		第2回		3. 10. 12(火) ～10. 15(金)		約30	
		第3回		4. 1. 11(火) ～ 1. 14(金)		約30	
		第4回		4. 2. 7(月) ～ 2. 10(木)		約30	
9	中間管理者研修 II	中間管理者として困難な職務を遂行するため必要な広い視野と高い識見及び管理技法を習得させることにより、職務意識の高揚と管理能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 12. 7(火) ～12. 9(木)	3日	未定	訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、課長、文書企画官、企画官、首席技官、営繕企画官（最高裁）又は昇任後おむね7年以上経過した主任書記官若しくは主任家裁調査官の職にある者
10	主任家庭裁判所調査官研修	第1回	裁判所職員総合研修所	3. 6. 23(水) ～ 6. 25(金)	各3日	未定	主任家裁調査官
		第2回		3. 6. 30(水) ～ 7. 2(金)			

イ 研修事務系

番号	名 称	目的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
11	研修指導研究会	第1回 高裁委嘱研修及び自序研修の指導者を養成する。 第2回	裁判所職員総合研修所	3. 6. 2(水) ～ 6. 4(金) 3. 12. 14(火) ～12. 16(木)	3日 3日	約40 約50	次席書記官、総括主任書記官、主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、主任家裁調査官、総括企画官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、専門官
12	実務指導研究会	民事 刑事 家事 少年	書記官ブラッシュアップ研修の指導者を養成する。	裁判所職員総合研修所	3. 4. 27(火) 3. 4. 28(水) 3. 4. 28(水) 3. 4. 27(火)	1日 1日 1日 1日	約40 約40 約35 約25

(3) 主として管理職以外の層(書記官・家裁調査官・係長等)

ア 裁判事務系

番号	名 称	目的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
13	家事実務研究会 ※司研合同	家事書記官及び家事係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	3. 11. 17(水) ～11. 19(金)	3日	約100	家裁で家事事件を担当する書記官、家裁調査官
14	少年実務研究会 ※司研合同	少年書記官及び少年係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	3. 12. 20(月) ～12. 22(水)	3日	約100	家裁で少年事件を担当する書記官、家裁調査官
15	民事実務研究会	第1回 ※司研合同 第2回	民事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所 裁判所職員総合研修所	3. 6. 9(水) ～ 6. 10(木) 3. 12. 16(木) ～12. 17(金)	2日 2日	約50 約50

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者	
16	刑 事 実 務 研 究 会 ※ 司 研 合 同	刑事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	3. 11. 10(水) ～11. 11(木)	2 日	未定	高・地・簡裁で刑事事件を担当する書記官	
17	家 事 特 別 研 究 会 ※ 司 研 合 同	後見関係事件等の運用をめぐる諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	3. 10. 7(木) ～10. 8(金)	2 日	約50	家裁で後見関係事件を担当する書記官	
18	家庭裁判所 調査官 特 別 研 修	第1回 第2回 第3回	行動科学等の更なる専門性の獲得及び深化を図り、現場の調査事務の質向上に寄与させ、的確な調査事務を追求する能力の発展を図る。	裁判所職員 総合研修所	3. 10. 19(火) ～10. 22(金) 3. 11. 30(火) ～12. 3(金) 4. 1. 18(火) ～ 1. 20(木)	4 日 4 日 3 日	約25 約25 約30	家庭裁判所調査官実務研修又は平成30年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
19	家庭裁判所調査官 応 用 研 修	専門的知識及び技能を応用して、複雑困難な事件についても円滑な調査事務の遂行を確保できる能力の向上を図る。	裁判所職員 総合研修所	3. 7. 5(月) ～ 7. 9(金)	5 日	未定	家裁調査官任官後、3年以上経過した者のうち家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了していないもの	
20	速 記 官 中 央 研 修	裁判所が当面する諸問題に関する理解を更に深めさせるとともに、裁判部の一員としての職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	3. 6. 30(水) ～ 7. 1(木)	2 日	約20	速記官（速記管理官及び速記副管理官を除く。）	
21	総括執行官研究会	総括執行官の職務等について知識を付与するとともに、研究、討議等を行うことにより、総括執行官の役割や執行官室の運営等についての認識を深めさせ、総括執行官としての識見をかん養する。	裁判所職員 総合研修所	3. 7. 6(火) ～ 7. 8(木)	3 日	未定	総括執行官	

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
22	執行官実務研究会	社会の変化に的確に対応できる事務処理能力を身につけるとともに、前例のない特殊困難な事案等に対応できる知識や論理的思考力を養う。	裁判所職員総合研修所	4. 3. 1(火) ～ 3. 3(木)	3日	未定	執行官
23	新任執行官研修	職務遂行に必要な知識を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 5. 25(火) ～ 5. 28(金)	4日	未定	令和2年4月2日以後に執行官に任命された者又は執行官事務取扱書記官に指定された者

イ 事務局事務系

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
24	係 長 等 (総 務 担 当) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 6. 22(火) ～ 6. 24(木)	3日	約50	高・地・家裁本庁の総務事務を担当する係長、専門職
25	係 長 等 (人 事 担 当) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 7. 13(火) ～ 7. 15(木)	3日	約70	高・地・家裁本庁の人事事務を担当する係長、専門職
26	係 長 等 (会 計 担 当) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 11. 16(火) ～ 11. 19(金)	4日	約60	高・地・家裁本庁の会計事務を担当する係長、専門職

ウ 研修事務系

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
27	研 修 事 務 担 当 者 研 修	研修の企画、実施等に必要な知識及び技能を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図り、もって高裁委嘱研修及び自庁研修の充実を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 6. 15(火) ～ 6. 16(水)	2日	約40	研修事務を担当する高・地・家裁の係長、専門職、主任

(4) 新採用職員層

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
28	総 合 職 採 用 職 員 初 任 研 修	将来の幹部職員の候補者としての自覚を促し、職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 4. 6(火) ～ 4. 8(木)	3日	未定	令和2年度裁判所職員採用総合職試験の合格者で、新たに採用されたもの

(5) その他
ア 情報化関係

番号	名 称		目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
29	情報セキュリティ研修		情報セキュリティの確保に必要な知識等を習得し、情報セキュリティ事故を未然に防止するための方策の立案・実施に資するとともに、情報セキュリティ事故が発生した場合の対処能力等の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 9.14(火) ～ 9.15(水)	2日	約60	情報セキュリティ対策事務従事者の事務を補助する者（管理職以上の者）
30	情報処理研修	第1回 ----- 第2回	情報化の推進に向けて、職員全体のレベルアップを図るための指導的役割を果たす者を広く養成する。	裁判所職員総合研修所	3. 5.19(水) ～ 5.20(木) 3. 5.26(水) ～ 5.27(木)	各2日	約60 ----- 約60	情報化の推進に指導的役割を果たすことが期待される行（一）職員（家裁調査官を除く。）
31	裁判事務支援システム（簡裁民事・支払督促・高裁判刑事・簡裁刑事案件部分）導入研修	第4回 ----- 簡裁民事支払督促 ----- 第5回 ----- 高裁判刑事簡裁刑事 ----- 簡裁民事支払督促	裁判事務支援システム（簡裁民事・支払督促・高裁判刑事・簡裁刑事案件部分）の円滑な導入に向けて中心的役割を果たす者を養成する。	裁判所職員総合研修所	3. 4.20(火) ～ 4.21(水) 3. 4.21(水) ～ 4.22(木) 3. 6.15(火) ～ 6.16(水) 3. 6.16(水) ～ 6.17(木)	各2日	未定 ----- 未定 ----- 未定 ----- 未定	裁判事務支援システム（簡裁民事・支払督促・高裁判刑事・簡裁刑事案件部分）の導入事務を担当する職員

イ 採用試験事務関係

番号	名 称		目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
32	採用試験事務担当者研究会		採用試験事務に必要な知識及び技能についての研究を行うことにより、執務能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 5.25(火)	1日	未定	採用試験事務を担当する管理職員等

ウ CA関係

番号	名 称		目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
33	C A 研修実務試験	前期研修 ----- 実務研修 ----- 後期研修	書記官の執務に必要な学識及び実務知識並びに職務遂行能力の有無を判定する。	裁判所職員総合研修所 ----- 実務研修実施庁 ----- 裁判所職員総合研修所	3. 6.24(木) ～ 7.14(水) 3. 7.16(金) ～ 8.20(金) 3. 8.23(月) ～ 9.10(金)	15日 ----- 23日 ----- 15日	未定	裁判所書記官任用試験の第2次試験に合格した者

2 高裁委嘱研修

(1) 管理者層 管理業務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
34	次 席 家庭裁判所調査官等 実務研究会	高等裁判所で実施する委嘱研修及び高裁ブロック研修の運営等について研究及び討議を行うことにより、研修等の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が適宜決定	1日	未定	次席家裁調査官、 総括主任家裁調査官

(2) 中間管理者層 管理業務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
35	新任中間管理者研修	職務遂行に必要な管理能力及び管理技法を付与することにより、中間管理者としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が適宜決定	3～5日	未定	新たに主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、首席技官、班長（最高裁）、主任技官（最高裁を含む）、地裁本庁所在地にある検審局長等に任命された者

(3) 主として管理職以外の層(書記官・家裁調査官・係長等)

ア 裁判事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
36	書記官 ブランクシューアップ研修	中堅書記官に求められる思考力・表現力等を執務で十分に發揮できるよう、基本的資質・能力を磨き、執務の質の向上につなげる契機とする。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	5日※	未定	書記官任用資格取得後5年以上の者 (中間管理者以上の者を除く。)
37	家庭裁判所調査官 実務研究会	家庭事件の調査上の諸問題について研究及び討議を行うことにより、調査実務の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が適宜決定	3日	未定	主任家裁調査官、 家裁調査官

※ 実施機関がその実情に応じて短縮することも可とする。

イ 事務局事務系

番号	名 称	目的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
38	新任係長研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより係長としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	1~3日	未定	新たに係長に任命された者
39	事務官専門研修	総務、人事及び会計の各分野について、その事務を処理するために必要な専門的知識及び技能を付与することにより、事務局において中核的役割を果たしている事務官の執務能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	2~3日	未定	採用後7年以上の行(-)事務官(専門官以上の職にある者を除く。)

(4) 事務官層

番号	名 称	目的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
40	ジャンプアップ研修	職務での問題点の発見と改善等について研究及び討議を行うことにより、仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	3日	未定	採用後7年以上10年未満の行(-)事務官(係長、専門職以上の職にある者及び書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者を除く。)※1
41	事務官法律研修	通信研修及び面接研修を通じて基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所	通信研修 実施機関が適宜決定 ----- 面接研修 実施機関が適宜決定	9~11日 ※2	約250	採用後1年以上の行(-)事務官(書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者、総合職(I種、上級)試験合格者等を除く。)

(5) 新採用職員層

番号	名 称	目的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
42	新採用職員研修	国民全体の奉仕者としての使命を自覚させるとともに裁判所職員として必要な基礎的知識を付与し、裁判所職員にふさわしい心構えをかん養する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	2~5日	未定	新たに採用された職員(総合職採用職員を除く。)

※1 令和2年度の対象者で未研のものも含む。

※2 実施機関がその実情に応じて短縮することも可とする。

3 自序研修

(1) 事務官層

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
43	ステップアップ 研 修	本格的なジョブローテーションが始まる前にその意義を理解させ、動機付けを行うとともに、職務遂行能力の向上を図り、事務局事務等の一般的な知識を付与する。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定 ※1	2日	未定	採用3年目の行(一) 事務官、行(一)技官 ※2

(2) 新採用職員層

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
44	フォローアップ セミナー	裁判所職員として必要な基礎的知識を確認させ、幅広い視野で職務を遂行する姿勢をかん養する。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3日	未定	採用後1年程度を経過した行(一)事務官、行(一)技官
45	フレッシュ セミナー	職員として当面必要な知識を付与し、職場への円滑な定着を図る。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	採用後勤務初日及び2日目	2日	未定	新たに採用された職員

(3) その他

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
46	高裁ブロック研修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が適宜決定			高裁管内に勤務する職員
47	自 序 研 修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	最高裁判所 高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	実施機関が適宜決定			最高裁、高地家簡裁に勤務する職員

※1 実施機関がその実情に応じて適宜決定することも可とする。

※2 令和2年度の対象者で未研のものも含む。

4 研究

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
48	合 同 実 務 研 究	異なる職種の職員に裁判所の職種間の連携、協働に関する研究を共同してさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	研究員が所属する裁判所	3. 9 ～ 4. 3	7月	未定	書記官、家裁調査官等
49	書記官実務研究	書記官実務における諸問題について、体系的かつ実証的な研究をさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	裁判所職員総合研修所	3. 4 ～ 4. 3	1年	2	書記官
50	家庭裁判所調査官実務研究 (個人及び共同研究)	家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	研究員が所属する家庭裁判所	3. 7 ～ 4. 3	8月	未定	(個人研究) 家庭裁判所調査官実務研修又は令和2年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者 (共同研究) 家裁調査官
	同 上 (指定研究)		研究員が所属する家庭裁判所及び裁判所職員総合研修所	3. 4 ～ 6. 3	3年	4	家庭裁判所調査官実務研修又は平成30年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
51	家庭裁判所調査官関係機関特別研究 (家事及び少年関係機関についての研究)	関係機関における業務の実際に関する研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	派遣先関係機関及び研究員が所属する家庭裁判所	3. 7 ～ 4. 3	8月	未定	家庭裁判所調査官実務研修又は令和2年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同 上 (心身の鑑別についての研究)		矯正研修所及び研究員が所属する家庭裁判所	4. 2 ～ 3	1月	3	家庭裁判所調査官実務研修又は平成30年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同 上 (更生保護についての研究)		法務総合研究所及び研究員が所属する家庭裁判所	3. 9 ～11	2月	3	家庭裁判所調査官実務研修又は令和2年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者

5 委託研修

番号	委 託 庁	名 称	人 員
52	人 事 院	行政研修（課長補佐級）	未定
53	財務省	会計事務職員研修	未定
54		会計事務職員契約管理研修	
55		予算編成支援システム研修	
56		予算担当職員初任者研修	
57		決算書作成システム研修	
58		会計監査事務職員研修	
59	国税庁	税務大学校本科特別研修	未定
60	総務省	情報システム統一研修	未定

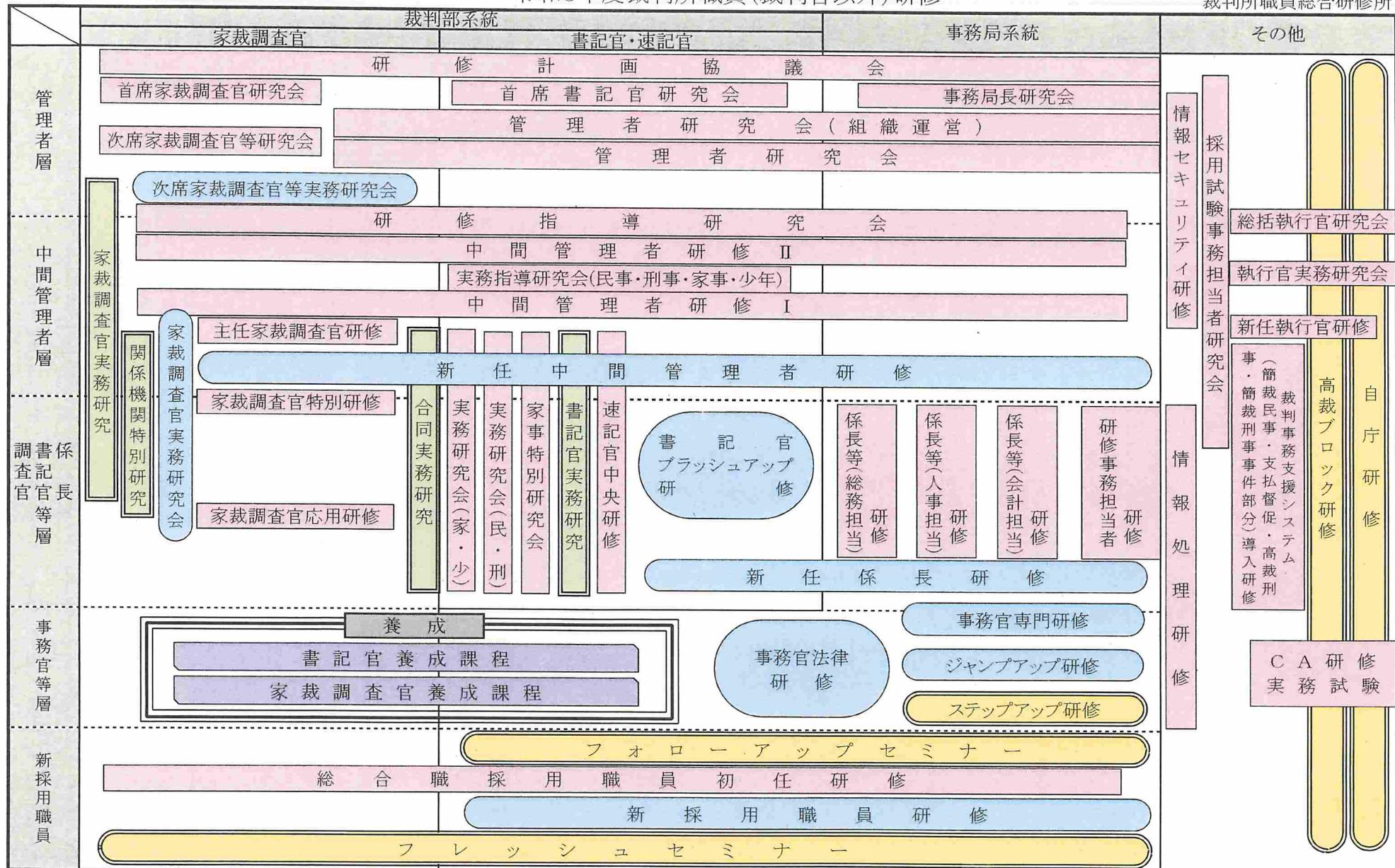
第2 養成

1 裁判所書記官養成課程

番号	部	期	実施時期等	期間	人員	対象者
61	第一部 第 18 期		3. 4. 1(木) 入所 4. 1(木)～ 予修期修習 5. 10(月) 入所式 5. 10(月)～ 第1期研修 7. 19(月)～ 実務修習 9. 27(月)～ 第2期研修 4. 3. 25(金) 修了	1年	未定	第一部入所試験合 格者で、最高裁が 指名したもの
62	第二部	第17期 (2年生)	2. 4. 6(月) 入所 4. 6(月)～ 裁判事務修習 10. 16(金)～ 第1期研修 3. 4. 1(木)～ 第2期研修 7. 19(月)～ 実務修習 9. 27(月)～ 第3期研修 4. 3. 25(金) 修了	2年	78	
62	第二部	第18期 (1年生)	3. 4. 1(木) 入所 4. 1(木)～ 予修期修習 5. 10(月) 入所式 5. 10(月)～ 裁判事務修習 10. 15(金)～ 第1期研修 4. 4. 1(金)～ 第2期研修 7. 下旬～ 実務修習 10. 上旬～ 第3期研修 5. 3. 24(金) 修了	2年	未定	第二部入所試験合 格者で、最高裁が 指名したもの

2 家庭裁判所調査官養成課程

番号	期	実施時期等	期間	人員	対象者
63	第 17 期	2. 4. 1(水) 入所 4. 1(水)～ 実務修習（予修期） 5. 7(木)～ 前期合同研修 8. 3(月)～ 実務修習 3. 9. 16(木)～ 後期合同研修 4. 3. 25(金) 修了	2年	48	令和2年度採用の家 裁調査官補で、最高 裁が指名したもの
64	第 18 期	3. 4. 1(木) 入所 4. 1(木)～ 実務修習（予修期） (4. 6～8を除く。) 5. 10(月) 入所式 5. 10(月)～ 前期合同研修 7. 19(月)～ 実務修習 4. 9. 中旬～ 後期合同研修 5. 3. 24(金) 修了	2年	未定	令和3年度採用の家 裁調査官補で、最高 裁が指名したもの



(注) □は中央研修、□は高裁委嘱研修、□は自庁研修、□は研究、□は養成課程を表す(養成の配置については階層や系統と関連したものではない)。

※ このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

令和3年度研修実施計画一覧表(令和2年度との比較表)

*研修名の頭に付した記号は、◎は中央研修、○は高裁委嘱、●は自庁研修を表す。

(2.12.24 総研)

番号	研修名等	令和3年度				令和2年度				備考
		実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員			
1	◎首席書記官研究会	3.9.15(水)～9.16(木)	2	未定	2.9.16(水)～9.17(木)	2	中止			
2	◎首席家庭裁判所調査官研究会	第1回 3.9.2(木)～9.3(金) 第2回 3.11.25(木)～11.26(金)	2 2	8 未定	2.9.25(金) 2.11.17(火)～11.18(水)	1 2	8 中止			日程変更・短縮
3	◎事務局長研究会	4.2.17(木)～2.18(金)	2	未定	3.2.18(木)～2.19(金)	2	中止			
4	◎管理者研究会(組織運営)(※)	3.5.18(火)～5.20(木)	3	未定	2.5.19(火)～5.21(木)	3	中止			
5	◎次席家庭裁判所調査官等研究会	第1回 3.4.26(月)～4.28(水) 第2回 3.9.29(木)～10.1(金)	3 3	未定 未定	2.9.23(水)～9.25(金)	3	中止			
6	◎管理者研究会	3.4.12(月)～4.16(金)	5	未定	2.8.25(火)～8.27(木) 2.12.15(火)～12.17(木)	3 3	80 70			日程変更・短縮 2回に分割して実施
7	◎研修計画協議会	3.1.6(木)	1	25	3.1.7(木)	1	30			日程短縮 TV会議
8	◎中間管理者研修Ⅰ	第1回 3.9.7(火)～9.10(金) 第2回 3.10.12(火)～10.15(金) 第3回 4.1.11(火)～1.14(金) 第4回 4.2.7(火)～2.10(金)	4 4 4 4	約100 約30 約30 約30	2.10.13(火)～10.16(金) 3.1.12(火)～1.15(金) 3.2.2(火)～2.5(金)	4 4 4	中止 中止 中止			
9	◎中間管理者研修Ⅱ	第1回 3.12.7(火)～12.9(木) 第2回	3 3	未定 未定	2.10.27(火)～10.29(木) 2.12.8(火)～12.10(木)	3 3	中止 中止			
10	◎主任家庭裁判所調査官研修	第1回 3.6.23(水)～6.25(金) 第2回 3.6.30(水)～7.2(金)	3 3	未定 未定	2.6.23(火)～6.26(金)	4	中止			
11	◎研修指導研究会	第1回 3.6.2(水)～6.4(金) 第2回 3.12.14(火)～12.16(木)	3 3	約40 約50	2.6.3(水)～6.5(金) 2.12.15(火)～12.17(木)	3 3	中止 中止			
12	◎実務指導研究会	民事 3.4.27(火) 刑事 3.4.28(水) 家事 3.4.28(水) 少年 3.4.27(火)	1 1 1 1	約40 約40 約35 約25	2.5.12(火)～5.13(水) 2.5.12(火)～5.13(水) 2.5.14(木)～5.15(金) 2.5.14(木)～5.15(金)	2 2 2 2	中止 中止 中止 中止			
13	◎家事実務研究会(※)	3.11.17(木)～11.19(金)	3	約100	2.11.5(木)	1	100			令和2年度は司研と合同で実施 日程短縮, TV会議
14	◎少年実務研究会(※)	3.12.20(月)～12.22(水)	3	約100	3.3.2(火) 3.3.4(木)	1 1	25 25			日程変更・短縮 2回に分割して実施 京裁調査官部分のみ実施
15	◎民事実務研究会	第1回(※) 3.6.9(水)～6.10(木) 第2回 3.12.16(木)～12.17(金)		各2	約50 約50	2.6.10(水)～6.11(木) 3.1.21(木)～1.22(金)	各2	中止 中止		
16	◎刑事実務研究会(※)	3.11.10(水)～11.11(木)	2	未定	2.11.18(水)～11.19(木)	2	中止			
17	◎家事特別研究会(※)	3.10.7(木)～10.8(金)	2	約50	2.10.8(木)	1	50			令和2年度は司研と合同で実施 日程短縮, TV会議
18	◎家庭裁判所調査官特別研修	第1回 3.10.19(火)～10.22(金) 第2回 3.11.30(火)～12.3(金) 第3回 4.1.18(火)～1.20(木)	4 4 3	約25 約25 約30	2.10.20(火)～10.23(金) 2.12.2(水)～12.4(金) 3.1.27(水)～1.29(金)	4 3 3	中止 中止 中止			
19	◎家庭裁判所調査官応用研修	3.7.5(月)～7.9(金)	5	未定	3.3.8(月)～3.12(金)	5	41			日程変更
20	◎速記官中央研修	3.6.30(水)～7.1(木)	2	約20	2.7.1(水)～7.2(木)	2	中止			
21	◎総括執行官研究会	3.7.6(火)～7.8(木)	3	未定	2.7.7(火)～7.9(木)	3	中止			隔年で実施
22	◎執行官実務研究会	4.3.1(火)～3.3(木)	3	未定	3.2.3(水)～2.4(木)	2	15			日程短縮
23	◎新任執行官研修	3.5.25(火)～5.28(金)	4	未定	2.9.16(水)～9.18(金)	3	14			日程変更・短縮
24	◎係長等(総務担当)研修	3.6.22(火)～6.24(木)	3	約50	2.10.6(火)～10.8(木)	3	中止			
25	◎係長等(人事担当)研修	3.7.13(火)～7.15(木)	3	約70	2.10.20(水)～10.22(金)	3	中止			
26	◎係長等(会計担当)研修	3.11.16(火)～11.19(金)	4	約60	2.11.10(火)～11.13(金)	4	中止			
27	◎研修事務担当者研修	3.6.15(火)～6.16(水)	2	約40	2.6.16(火)～6.18(木)	3	中止			

番号	令和3年度				令和2年度			備考	
	研修名等	実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員		
28	◎総合職採用職員初任研修	3.4.6(火)～4.8(木)	3	未定	2.11.13(金), 11.18(水), 11.20(金), 11.27(金), 12.2(水)	各1	63	日程変更・短縮 各高裁で分散実施	
29	◎情報セキュリティ研修	3.9.14(火)～9.15(水)	2	約60	2.9.29(火)～9.30(水)	2	中止		
30	◎情報処理研修	第1回	3.5.19(水)～5.20(木)	2	約60	2.5.19(火)～5.21(木)	3	中止	
		第2回	3.5.26(水)～5.27(木)	2	約60	2.5.26(火)～5.28(木)	3	中止	
31	◎裁判事務支援システム(簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分)導入研修	第4回	高級刑事 簡易民事 支払督促	3.4.20(火)～4.21(水) 3.4.21(水)～4.22(木)	2	未定	2.5.12(火)～5.13(水)	2	中止
		第5回	高級刑事 簡易民事 支払督促	3.6.15(火)～6.16(水) 3.6.16(水)～6.17(木)	2	未定	2.5.13(水)～5.14(木) 2.6.9(火)～6.10(水) 2.6.10(水)～6.11(木)	2	中止
							2.9.1(火)～9.2(水)	2	中止
							2.9.2(水)～9.3(木)	2	中止
32	◎採用試験事務担当者研究会	3.5.25(火)	1	未定	2.5.29(金)	1	中止		
33	◎CA研修実務試験	前期研修	3.6.24(木)～7.14(水)	15	未定	2.8.12(水)～9.1(火)	15	日程変更・短縮	
		実務研修	3.7.16(金)～8.20(金)	23		2.9.3(木)～9.30(水)	18		
		後期研修	3.8.23(月)～9.10(金)	15		2.10.2(金)～10.15(木)	10		
34	○次席家庭裁判所調査官等実務研究会	実施機関が適宜決定	1	未定	実施機関が適宜決定	1	24	5高裁で中止	
35	○新任中間管理者研修	実施機関が適宜決定	3～5	未定	実施機関が適宜決定	3～5	未定		
36	○書記官ブランシュアップ研修	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	5	未定	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	5	中止		
37	○家庭裁判所調査官実務研究会	実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	33	6高裁で中止 府により日程短縮、人員縮小	
38	○新任係長研修	実施機関が適宜決定	1～3	未定	実施機関が適宜決定	1～3	未定		
39	○事務官専門研修	実施機関が適宜決定	2～3	未定	実施機関が適宜決定	2～3	中止		
40	○ジャンプアップ研修	実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	中止		
41	○事務官法律研修	通信研修	実施機関が適宜決定	約250	実施機関が適宜決定	279			
		面接研修	実施機関が適宜決定		実施機関が適宜決定	9～11	96	4高裁で中止	
42	○新採用職員研修	実施機関が適宜決定	2～3	未定	実施機関が適宜決定	2～5	未定		
43	●ステップアップ研修	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	2	未定	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3	中止		
44	●フォローアップセミナー	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、 ①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、 ①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定		
45	●フレッシュセミナー	採用初日及び2日目	2	未定	採用初日及び2日目	2	未定		
46	●高裁ブロック研修	実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定				
47	●自序研修	実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定				
48	合同実務研究	3.9～4.3	7月	未定	2.9～3.3	7月	8		
49	書記官実務研究	3.4～4.3	1年	2	2.4～3.3	1年	2		
50	家庭裁判所調査官実務研究 (個人及び共同研究)	3.7～4.3	8月	未定	2.8～3.3	7月	2	人員欄は、研究の本数を記載	
		同上 (指定研究)	3.4～6.3	3年	4	2.5～3.3	11月		
51	家庭裁判所調査官関係機関特別研究(家事及び少年関係機関についての研究)	3.7～4.3	8月	未定	2.8～3.3	7月	8	期間短縮	
		4.2～3	1月	3	3.2～3	1月	中止		
		3.9～11	2月	3	2.9～11	2月	中止		
61	書記官養成課程第一部	第18期	3.4.1(木)～4.3.25(金)	1年	未定	2.4.6(月)～3.3.25(木)	1年	229	
62	書記官養成課程第二部	第17期 (2年生)	2.4.6(月)～4.3.25(金)	2年	78	31.4.4(木)～3.3.25(木)	2年	69	
		第18期 (1年生)	3.4.1(木)～5.3.24(金)	2年	未定	2.4.6(月)～4.3.25(金)	2年	78	
63	家裁調査官養成課程第17期	2.4.1(水)～4.3.25(金)	2年	48	31.4.4(木)～3.3.25(木)	2年	44	令和2年度欄は第16期生 修了日変更	
64	家裁調査官養成課程第18期	3.4.1(木)～5.3.24(金)	2年	未定	2.4.1(水)～4.3.25(金)	2年	48	令和2年度欄は第17期生	

※)を付したものについては、カリキュラムについて司研と合同実施を検討中
備考欄には、令和2年度について当初計画から変更等があった内容などを記載

司法研修所との合同実施状況一覧表（平成28年度～令和2年度）

資料6

(2020.12.24総研)

年 度	H28	H29	H30	R元	R2
実施本数	6	8	6	6	2
参加人員	394	485	419	408	150

年 度	研 修 等 の 名 称 (テ ー マ 等)	実施時期 (合間実施日数)	参 加 員	備 考
28	管理者研究会（支部運営） (本庁と支部の連携について)	5/24～25 (1日間)	次書15 次調15 次長15	H24～合同実施
	民事実務（訴訟）研究会 (民事立会部における裁判官と書記官の協働について)	5/18～19 (1日間)	50	H16～合同実施 (H23を除く)
	刑事実務研究会 (刑事事件における裁判官と書記官の協働について)	11/8～9 (1日間)	50	H16～H19, H25～合同実施
	家事実務研究会 (家庭裁判所の機能充実に向けた職種間連携～家事審判と家事調停との連動の観点から～)	11/30～12/2 (2日間)	審50 調50	H16, H19～合同実施
	家事特別研究会 (成年後見制度の趣旨等を踏まえた後見等監督の在り方、家庭裁判所における不正対応の在り方)	10/12～13 (1.5日間)	50	H24～合同実施
	少年実務研究会 (少年審判の機能充実に向けて～職種間連携を中心にして～)	9/14～16 (1.5日間)	審50 調49	H17, H18, H20～合同実施
	管理者研究会（支部運営） (本庁と支部の連携について)	5/24～25 (1日間)	次書15 次調15 次長15	H24～合同実施
29	民事実務（訴訟）研究会 (民事立会部における裁判官と書記官の協働について)	5/30～31 (1日間)	50	H16～合同実施 (H23を除く)
	民事実務（保護命令）研究会 (配偶者暴力等に関する保護命令事件を適正かつ迅速に処理するための裁判官と書記官の協働について)	1/25～26 (1.5日間)	50	
	刑事実務研究会 (刑事事件における裁判官と書記官の協働について)	11/28～29 (1日間)	50	H16～H19, H25～合同実施
	家事実務研究会 (家庭裁判所の機能充実に向けた職種間連携)	11/7～11/9 (1.5日間)	審50 調50	H16, H19～合同実施
	家事特別研究会 (後見等監督の運用上の課題について)	10/11～12 (1.5日間)	50	H24～合同実施
	少年実務研究会 (少年審判の機能充実に向けた職種間連携)	9/13～15 (1.5日間)	審50 調50	H17, H18, H20～合同実施
	少年特別研究会 (改正少年審判規則の運用の在り方について)	6/14～15 (2日間)	審20 調20	H29合同実施
30	管理者研究会（組織運営） (支部運営における本庁との連携について)	5/22～24 (1日間)	次書29 次調16 次長25	H24～合同実施
	民事実務（訴訟）研究会 (民事立会部における裁判官と書記官の協働について)	5/30～31 (1日間)	50	H16～合同実施 (H23を除く)
	刑事実務研究会 (刑事事件における裁判官と書記官の協働について)	11/28～29 (1日間)	50	H16～H19, H25～合同実施
	家事実務研究会 (家庭裁判所の機能充実に向けた職種間連携)	11/7～11/9 (1.5日間)	審50 調50	H16, H19～合同実施
	家事特別研究会 (後見人選任の在り方、後見人からの相談対応及び報酬付与の在り方)	10/11～12 (1.5日間)	50	H24～合同実施
	少年実務研究会 (少年審判の機能充実に向けた職種間連携)	9/12～14 (1.5日間)	審49 調50	H17, H18, H20～合同実施
	管理者研究会（組織運営） (支部運営における本庁との連携について)	5/21～23 (1日間)	次書19 次調14 次長27	H24～合同実施
元	民事実務（訴訟）研究会 (民事立会部における裁判官と書記官との協働について)	6/12～13 (1日間)	50	H16～合同実施 (H23を除く)
	刑事実務研究会 (刑事事件における裁判官と書記官の協働について)	11/21～22 (1日間)	50	H16～H19, H25～合同実施
	家事実務研究会 (家事事件における家庭裁判所の機能充実に向けた職種間連携、面会交流事件における審理と調査)	11/6～11/8 (2.5日間)	審50 調50	H16, H19～合同実施
	家事特別研究会 (基本計画を踏まえた後見人等の選任の在り方、これからの報酬付与の在り方等)	10/10～11 (2日間)	50	H24～合同実施
	少年実務研究会 (少年審判の機能充実に向けた職種間連携)	9/11～13 (1.5日間)	審48 調50	H17, H18, H20～合同実施
	家事実務研究会 (家事調停運営の在り方、面会交流事件における審理と調停運営の在り方)	11/5 (1日間)	審 50 調 50	H16, H19～合同実施 T V会議
	家事特別研究会 (基本計画を踏まえたこれから後の後見人等の選任及び報酬の在り方等)	10/8 (1日間)	50	H24～合同実施 T V会議

令和 2 年度研修計画協議会

説明要旨

一 令和 2 年度研修実施状況について（実施報告） 一

令和 2 年 12 月 24 日
裁判所職員総合研修所

目 次

* 番号は、令和3年度研修実施計画（案）の番号を指す。

(※の数字は、令和2年度研修実施計画の番号を指す。)

<中央研修>

【管理者層】

1 首席家庭裁判所調査官研究会（番号2）（※2）	1
2 管理者研究会（番号6）（※6）	1
【主として管理職以外の層（書記官・家裁調査官・係長等）】	
3 家事実務研究会（番号13）（※13）	2
4 少年実務研究会（番号14）（※14）	2
5 家事特別研究会（番号17）（※17）	2
6 家庭裁判所調査官応用研修（番号19）（※19）	3
7 執行官実務研究会（番号22）（※22）	3
8 新任執行官研修（番号23）（※23）	4
【新採用職員層】	
9 総合職採用職員初任研修（番号28）（※28）	4

【その他】

10 CA研修実務試験（番号33）（※33）	4
------------------------	---

<高裁委嘱研修>

【管理者層】

11 次席家庭裁判所調査官等実務研究会（番号34）（※34）	5
--------------------------------	---

【中間管理者層】

12 新任中間管理者研修（番号35）（※35）	5
-------------------------	---

【主として管理職以外の層（書記官・家裁調査官・係長等）】

13 家庭裁判所調査官実務研究会（番号37）（※37）	5
-----------------------------	---

14 新任係長研修（番号38）（※38）	6
----------------------	---

15 事務官法律研修（番号41）（※41）	6
-----------------------	---

【新採用職員層】

16 新採用職員研修（番号42）（※42）	6
-----------------------	---

<自庁研修>

<研究>

17 合同実務研究（番号48）（※48）	7
----------------------	---

18 書記官実務研究（番号49）（※49）	7
-----------------------	---

19 家庭裁判所調査官実務研究（番号50）（※50）	7
----------------------------	---

20 家庭裁判所調査官関係機関特別研究（番号51）（※51）	7
--------------------------------	---

<養成>

21 養成課程（番号61, 62, 63, 64）（※61, 62, 63, 64）	7
--	---

22 裁判所書記官養成課程（番号61, 62）（※61, 62）	9
----------------------------------	---

23 家庭裁判所調査官養成課程（番号63, 64）（※63, 64）	11
------------------------------------	----

<第1研究室の研究等>

24 過去の実務研究報告書の補訂	12
------------------	----

25 その他	12
--------	----

(1) 書記官ブランクアップ研修の指導用教材の作成

(2) 法改正情報等の収集

<第2研究室の研究等>

26 家裁調査官研究紀要	12
--------------	----

27 その他	12
--------	----

- (1) 調査事務上の課題についての基礎的研究
- (2) 調査事務に関するノウハウの収集と整理

(注) 本文中以下の略称を使用する。

最高裁判所	……最高裁
裁判所職員総合研修所	……総研
司法研修所	……司研
高等裁判所	……高裁
地方裁判所	……地裁
家庭裁判所	……家裁
簡易裁判所	……簡裁
裁判所書記官	……書記官
家庭裁判所調査官	……家裁調査官

令和2年度研修実施状況について（実施報告）

括弧内の番号は、令和3年度研修実施計画案の番号を指す。

※の数字は、令和2年度研修実施計画の番号を指す。

〈中央研修〉

令和2年度研修実施計画（以下「当初計画」という。）では、合計33本の中央研修を予定していたところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や、繁忙度が増す中で職員を研修に参加させる現場の負担等を考慮し、①採用や幹部昇任に伴う導入系の研修や、②施策遂行上の必要性が特に高いものは同年度中に実施し、③次年度以降の実施でも直ちに支障が生じないものや、④代替措置が可能なもの等は、実施を見送ることとした。

実施することとした研修についても、日程の変更や期間の短縮、人員規模の縮小、テレビ会議の活用等の措置を講じている。実施状況の概要は、以下のとおりである。

【管理者層】

1 首席家庭裁判所調査官研究会（番号2）（※2）

家裁調査職の最高幹部である首席家裁調査官の総合的な組織運営能力の向上を図ることを目的に、第1回を高裁所在地の首席家裁調査官8人を対象として、日程を2日間から1日に短縮して令和2年9月25日（金）に実施した。

研究会（第1回）では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じた上で、養成課程実務修習の効果を上げるための方策、養成課程実務修習結果報告書の書式の改訂、家庭裁判所調査官実務研究（指定研究）の研究課題案について討議するとともに、裁判所の当面する諸問題について、最高裁事務総局人事局、家庭局の各担当者を交えての討議等を通じて、高裁所在地の首席家裁調査官として求められる高度な指導監督に関する研究を行った。

第2回は、全家裁の首席家裁調査官50人を対象に、第1回首席家裁調査官研究会の結果を踏まえて、首席家裁調査官として必要な指導監督等に関する研究を2日間の日程で実施するものであるが、今年度は中止した。

2 管理者研究会（番号6）（※6）

幹部職員としての管理能力の向上と意識の高揚を図ることを目的に、新たに事務局次長、総括企画官、次席書記官、総括主任書記官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官等に任命された者を対象として、第1回を令和2年8月25日（火）から同月27日（木）まで、第2回を同年12月15日（火）から17日（木）までの各3日間の日程で実施した（当初計画では、4月に1回で実施する予定であったのを2回に分割し、各回の人員を縮小する（第1回80人、第2回70人）とともに、期間も5日間から3日間に短縮した。）。

幹部職員に求められる職責等に関する総研所長講話や最高裁事務総局各局課（総務局、人事局、経理局）による各分野の現状と課題に関する講義、危機管理に関する講義、セクシュアルハラスメント等の防止に関する講義、職員団体対応に関する事例研究のほか、外部講師によるメンタルヘルス対策における職場のマネジメント及びこれからのリーダーに求められる役割と実践に関する講義を行った。

共同研究においては、情報流通及び職種間連携をテーマに取り上げ、幹部職員としての着眼すべき点等について討議するとともに、幹部職員の役割・機能とそれを担うための実践及びあい路の克服について班別で研究、討議を行った。

【主として管理職以外の層（書記官・家裁調査官・係長等）】

3 家事実務研究会（番号13）（※13）

家事事件を担当する書記官及び家裁調査官各50人（合計100人）を対象に、例年、司研の実施する家事基本研究会及び家事専門研究会2（面会交流）と合同で、3日間（書記官は2日間）の日程で実施しているところ、本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、日程を1日に短縮し、令和2年11月5日（木）、司法研修所別館において、テレビ会議システムを用いた同時配信の方法により実施した。

本研究会では、家事事件における家庭裁判所の機能充実に向けた、裁判官、書記官及び家裁調査官の職種間連携等、家事事件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより、職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資することを目的として、「家事調停運営の在り方」及び「面会交流事件における審理と調停運営の在り方」をテーマに、裁判官、書記官及び家裁調査官合同で、班別討議及び全体討議等を行った後、家庭局第一課長が情報提供を行った。

「家事調停運営の在り方」では、新型コロナウイルス感染症の影響により家事調停手続の従前の在り方をそのまま維持することが困難となっている現状をきっかけとして、調停手続の本質・利点に立ち返って、利用者のニーズや生活様式の変化に的確に対応する調停運営の在り方等について、「面会交流事件における審理と調停運営の在り方」では、面会交流調停の新しい運用モデルとその定着に向けた取組についての東京家裁講師による講演、複数府の実情等の紹介に引き続き、「家事調停運営の在り方」で共有された調停手続の本質・利点を踏まえつつ、面会交流調停に特有の運営上の課題や方策等について、それぞれ研究、討議を行った。

4 少年実務研究会（番号14）（※14）

少年審判の機能充実に向けた少年事件の事務処理上の諸問題について研究、討議を行うことにより、職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資することを目的に、少年事件を担当する家裁調査官50人を対象として、参加者を25人ずつに分け、令和3年3月2日（火）及び同月4日（木）の2期日で課題研究を実施する。研究会においては、少年審判における適切な処遇選択に資する少年調査票の記載の在り方について研究、討議を行う予定である。

なお、例年実施している司研との合同カリキュラムは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため参加者を減じる必要があったことから、実施を見送った。

5 家事特別研究会（番号17）（※17）

後見関係事件を担当する書記官50人を対象に、例年、司研の実施する家事専門研究会1（後見）と合同で、2日間の日程で実施しているところ、本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、日程を1日に短縮し、令和2年10月8日（木）、司法研修所別館において、テレビ会議システムを用いた同時配信の方法により実施した。

本研究会では、成年後見制度利用促進計画（平成29年3月24日閣議決定）を踏まえた適切な後見人等の選任及び報酬の在り方等についての理解を深め、その実現に向けた実務運用について具体的

なイメージを共有し、各庁の運用を検討する契機とすることを目的として、家庭局第二課長からの説明、先行して検討や運用を進めている庁の講師からの現在の取組状況等についての説明に引き続き、「報酬算定の運用イメージ」、「報酬額のめやすの在り方」及び「親族後見人の支援の在り方」をテーマに、裁判官及び書記官合同で、班別討議及び全体討議等を行った。

「報酬算定の運用イメージ」では、複数の事例を題材に各庁における今後の検討につなげるための討議を行い、「報酬額のめやすの在り方」では、成年後見制度の利用促進を図る上では利用者目線での検討を行うことが重要であることなどについて、「親族後見人の支援の在り方」では、中核機関等による親族後見人への支援体制が十分に整備されていない状況下で、各庁の実情に応じ、後見監督人による支援を検討するなどの運用上の工夫を行うことの必要性などについて、それぞれ研究、討議を行った。

なお、上記のとおり、総研における本研究会の対象者は、書記官としたが、家裁調査官の後見係事件における役割も重要であると考えられたことから、昨年度に引き続き、高裁の次席書記官のほか、高裁所在地の家裁の次席家裁調査官等がオブザーバーとして参加した。

6 家庭裁判所調査官応用研修（番号19）（※19）

裁判所の目的を達成するための自らの役割を考えるとともに、専門的知識及び技能を応用して、複雑困難な事件についても円滑な調査事務の遂行を確保できる能力の向上を図ることを目的とし、家裁調査官任官後、おおむね3年の実務経験を有する者41人を対象として、令和3年3月8日（月）から同月12日（金）までの5日間の日程で実施する。

裁判所を取り巻く情勢や家裁調査官が置かれている状況等について、最高裁事務総局人事局参事官及び家庭局第三課長による講義を行う。課題研究では、グループ討議を通じて、中堅家裁調査官かつ総合職としての役割や課題を明確化するとともに、今後の研さんの在り方について検討させる。調査実務研究では、教材事例を用いたグループ討議を行い、分析や評価の根拠となる事実や論拠となる知見の明示を常に意識させるとともに、外部講師による講義の内容が調査実務研究と連動するよう配慮する。調査面接技法研究では、教材事例及び動画教材を用いたグループ討議を行い、面接の在り方を検討させた上、研修員相互でのロールプレイを繰り返し実践させる。また、研さんに向けた動機付けを高めるために、第二研究室研究企画官による研究活動や研修に関する説明及び家裁調査官研修部長による講話をを行う。

研修参加者が、研修で得た気付きや今後研さんしていくことを明確にするとともに、研修とOJTの連携をより充実させるために、振り返りシートを活用し、研修参加者に対して、研修終了後、振り返りシートに記載した内容を踏まえて、研修で得た気付きや今後研さんしていくことを組の主任調査官と共有するよう促す予定である。

なお、例年、相互交流として保護観察官が参加しているが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から参加者数を減らす必要があるため、法務省と調整の上、保護観察官の参加は見送ることとした。

7 執行官実務研究会（番号22）（※22）

社会の変化に的確に対応できる事務処理能力を身に付けるとともに、前例のない特殊困難な事案等に対応できる知識や論理的思考力及び執行官室の運営に積極的に参加していく職務意欲を養うことを目的に、例年、3年以上の経験を持つ執行官を対象として、3日間の日程で実施しているところ、

本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、日程を2日間に短縮し、令和3年2月3日（水）及び同月4日（木）の日程で、対象者15人を総研に参集させる方法により実施する予定である。

カリキュラムとしては、「執行官制度をめぐる諸問題」と題する最高裁事務総局民事局参事官の講義のほか、社会保険労務士及び公益社団法人家庭問題情報センター職員による講義を行った上で、同センター職員、外務省領事局政策課ハーグ条約室職員及び執行官を講師として子の引渡しに関するシミュレーションと意見交換を行い、さらに、事務処理上の問題について討議形式で検討させる「実務問題研究」などを行う予定である。

8 新任執行官研修（番号23）（※23）

執行官として職務を遂行するために必要な知識等を付与することにより、基礎知識等の定着、執務能力の向上及び職務意識の高揚を図ることを目的に、例年、新たに執行官に任命された者を対象として、4日間の日程で実施しているところ、本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、日程を3日間に短縮し、令和2年9月16日（水）から同月18日（金）までの日程で、対象者14人を総研に参集させる方法により実施した。

カリキュラムとしては、最高裁事務総局民事局参事官による執行官制度全般についての講義のほか、執行官等の講師による執行事務取扱上の諸問題についての講義やこれを踏まえた実践的な事例問題の研究を行う実務問題研究等を実施した。

【新採用職員層】

9 総合職採用職員初任研修（番号28）（※28）

将来の幹部職員候補者としての自覚を促し、職務意識の高揚を図ることを目的に、裁判所職員採用総合職試験に合格し、令和2年4月に採用された裁判所事務官15人及び家裁調査官補48人の合計63人を、所属高裁を基本に構成した7ブロックに分け、ブロックごとに、同年11月から12月までの1日間の日程で実施した（当初計画では、総研を実施場所として4月に1回で実施する予定であったのを、講師が各ブロックに出張して実施する方法に変更し、期間も3日間から1日間に短縮した）。

カリキュラムとしては、総合職採用職員としての心構え等に関する総研所長講話、最高裁事務総局総務局及び人事局による「裁判所の現状と課題」に関する講義を行った上で、そこで与えられた知識や視点を踏まえて、「これから裁判所と裁判所職員を考える」をテーマに、職種を超えたチームによる討議を行った。討議に当たっては、直前に、最高裁事務総局に勤務する先輩職員との間で意見交換する機会（座談会）を設け、総合職採用職員としての意識啓発を行うとともに、討議結果のプレゼン等を通じて、研修員が相互に刺激し合って連帯感を強め、成果を共有できるよう配慮した。

【その他】

10 CA研修実務試験（番号33）（※33）

裁判所書記官任用試験の第2次試験合格者59人を対象として、令和2年8月12日（水）から10月15日（木）までの日程で実施した。今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、当初の日程及び期間を変更し、前期研修を令和2年8月12日（水）から9月1日（火）までの15日間（休日を除く実日数。以下この研修において同じ。）、実務研修を9月3日（木）から9月30日（水）までの18日間、後期研修を10月2日（金）から10月15日（木）までの10日

間とした。

前期研修においては、書記官の職務の概要及び重要性を認識させた上で、各分野での立会事務を中心とした知識の整理及び習得を、実務研修においては、これらの知識の定着、問題意識の醸成、後期研修への準備等を、後期研修においては、前期研修及び実務研修の成果を踏まえた応用能力のかん養をそれぞれ図ることを目的に、例年と同様の水準で実施した。

〈高裁委嘱研修〉

当初計画では、合計9本の高裁委嘱研修を予定していたところ、多数の研修対象者を擁する下級裁が、「3つの密」を回避する対策を講じつつ研修を実施するためには、例年より多くの会議室等を研修場所として確保したり、実施回数を増やす等の措置を講じる必要があり、他の行事も含めた大幅なリスケジュールが必要となる上、確保すべき研修講師の人数も増加することが懸念されたことから、同年度については、①新たな担当職務を遂行する上で必要な知識、技能等の付与を目的とし、同年度中に実施する必要性が特に高い3本（新採用職員研修、新任係長研修及び新任中間管理者研修）は、総研から一定の範囲で期間を短縮することを認める方針を示した上で、基本的に実施し、②それ以外の研修は、基本的に中止することとした（既に相当程度研修の準備が進んでいる等の事情がある場合は、高裁の判断で実施したものもある。）。

【管理者層】

11 次席家庭裁判所調査官等実務研究会（番号34）（※34）

高裁委嘱研修及び高裁ブロック研修の運営等について研究及び討議を行うことにより、研修の充実及び改善に寄与させることを目的に実施している。今年度は、大阪、広島及び高松の各高裁管内で実施し、各庁から次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官が参加し、合計で24人が研究、討議を行った（大阪及び高松は、テレビ会議システムを用いて1日から半日に短縮して実施）。

【中間管理者層】

12 新任中間管理者研修（番号35）（※35）

8高裁が実施。

中間管理者としての職務遂行に必要な管理能力及び管理技法を付与し、中間管理者としてふさわしい職員を養成することを目的に、新たに主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等の中間管理職員に任命された者を対象として、「公務員倫理、服務規律」、「裁判所職員制度」（任用、給与、職員団体等）、「職場におけるメンタルヘルス」、「人事評価」、「会計事務」、「広報、危機管理」、「管理と監督」（部下育成等）等に関する講義や共同研究等が行われた。

【主として管理職以外の層（書記官・家裁調査官・係長等）】

13 家庭裁判所調査官実務研究会（番号37）（※37）

家庭事件の調査上の諸問題について研究及び討議を行うことにより、調査実務の充実及び改善に寄与させることを目的に、主任家裁調査官を含む家裁調査官を対象として、各高裁において時期を定めて実施した。今年度は、広島高裁管内が3日間から2日間に日程を短縮し、福岡高裁管内は3日間の日程で実施し、参加者（終了者）は33人であった。

14 新任係長研修（番号38）（※38）

8高裁が実施。

係長としての職務を遂行するために必要な知識及び技能を付与し、係長としてふさわしい職員を養成することを目的に、新たに係長に任命された者を対象として、「裁判所の現状と課題」に関する講義、「係長のリーダーシップとマネジメント」に関する共同研究、「男女共同参画社会、母性保護及び次世代育成支援」に関する講義等が行われた。

なお、最高裁や高裁の営繕専門職がオブザーバーとして参加した。

【事務官層】

15 事務官法律研修（番号41）（※41）

本年度は、事務官279人を対象として、通信研修については、各高裁で令和2年2月から同年6月にかけて83日間から108日間（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）の日程で実施した。面接研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、4高裁が実施を中止したが、他の4高裁において同年6月から同年12月にかけて9日間又は10日間（土曜日及び日曜日を除く。）の日程で実施された。

なお、参加者のうち、大学法学部卒業者は119人（42.5パーセント）であった。

【新採用職員層】

16 新採用職員研修（番号42）（※42）

8高裁が実施。

国民全体の奉仕者としての使命を自覚させるとともに、裁判所の職員として必要な基礎的知識を付与し、裁判所の職員にふさわしい心構えをかん養することを目的に、新たに採用された事務官等を対象として、裁判所職員としての心構えの理解や動機付けを主眼とする講話や「裁判所の組織と機能」、「職員制度」（任用、給与及び能率）、「裁判の仕組み」、「情報処理、文書」、「公務員倫理」、「ストレスと自己管理」等の科目のほか、「マナーと接遇」や「仕事の進め方」に関する事例研究等が行われた。

〈自庁研修〉

自庁研修については、例年、総研から実施通達を発出して下級裁に実施を依頼しているものが3本（①ステップアップ研修、②フォローアップセミナー及び③フレッシュセミナー）あるところ、①については、外部機関の見学と意見交換を主たる内容としているため不実施、②及び③については、採用初年度に受研することとされている研修で今年度中に実施する必要性が高いことから、庁の実情により日程を短縮することを認めた上で実施することとした。

〈研究〉

当初計画では、合計4本（1本の研究で複数のテーマを設定しているものもあることから実質的な本数は7本）の研究を予定していたところ、このうち、外部機関に職員を派遣して行う2本（家庭裁判所調査官関係機関特別研究のうち、心身の鑑別についての研究及び更生保護についての研究）については中止し、実施することとした研究についても、一部について期間を短縮する等の措置を講じている。実施状況の概要については、以下のとおりである。

17 合同実務研究（番号48）（※48）

家庭裁判所における効果的な危機管理態勢構築のため、「家庭裁判所の裁判手続における危機管理に関する職種間の連携、協働」をテーマとして、大阪家庭裁判所堺支部の訟廷管理官、庶務課長兼主任書記官、主任書記官、主任家裁調査官2人の計5人を研究員に選定し、また、神戸家庭裁判所姫路支部の主任書記官及び主任家裁調査官の2人を研究員に、その協力研究員に神戸家庭裁判所総務課課長補佐1人をそれぞれ選定して、令和2年9月から令和3年3月までの間、それぞれの府ごとに研究を行っている。

18 書記官実務研究（番号49）（※49）

各府の要望、書記官事務の課題等を踏まえ、「医療観察事件における書記官事務の研究」をテーマとして選定し、横浜地方裁判所及び大阪地方裁判所の主任書記官各1人を研究員に指名して、令和2年4月から1年間、総研において研究を行っている。

19 家庭裁判所調査官実務研究（番号50）（※50）

(1) 個人及び共同研究

横浜家庭裁判所横須賀支部から応募のあった「父母間の葛藤の解決に向けた調整活動について」及び松山家庭裁判所・同西条支部・同宇和島支部から応募のあった「教育的措置の効果検証の前提としてのリスク原則の検証」（いずれも仮題）を選定し、令和2年8月から令和3年3月までを研究期間として家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行っている。

(2) 指定研究

東京家庭裁判所、宇都宮家庭裁判所栃木支部、大阪家庭裁判所、広島家庭裁判所、秋田家庭裁判所、札幌家庭裁判所に所属する主任家裁調査官6人を研究員に指定して、「監護権をめぐる紛争における子の監護に関する調査の方法及び分析・評価の在り方についての研究（仮題）」をテーマとし、令和2年5月から令和3年3月までを研究期間として研究を行っている。総研教官2人がスタッフとして関与している。

20 家庭裁判所調査官関係機関特別研究（番号51）（※51）

家事及び少年関係機関についての研究

全国の家庭裁判所から、家事関係機関につき4人、少年関係機関につき4人の家裁調査官を研究員に指定して、関係機関（児童相談所、少年院等）に派遣し、その実情等について体験的に研究させるとともに、家裁と関係機関との連携の充実を図っている。

【養成】

21 養成課程（番号61, 62, 63, 64）（※61, 62, 63, 64）

(1) 入所式（中止）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえた周辺自治体からの要請等により、令和2年4月6日（月）に予定していた裁判所書記官養成課程第一部第17期及び第二部第17期並びに家庭裁判所調査官養成課程第17期の入所式は中止した。

(2) 合同実施科目

裁判所書記官養成課程及び家庭裁判所調査官養成課程においては、次の科目を合同で実施している。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴う養成課程カリキュラム全体の大幅な変更に伴い、合同実施科目全般において、実施の要否や実施時期等を総合的に考慮した結果、任官直前の参考時期を中心に、可能な限り実施する方向で調整したところであるが、一部の科目については実施を見送ることとした。

ア グループ別総合演習

裁判所職員として求められる総合的な事務処理能力の向上を図ることを目的とし、裁判所及び裁判所職員の在り方について、①国民の視点を踏まえた広い視野で考える力のかん養、②組織的に職務を遂行する意識のかん養と能力の向上、③書記官と家裁調査官の連携、協働の必要性を認識し、職種間の相互理解を深め、連携、協働を円滑に行うための基盤の形成といった三つの事項に重点を置いて実施する予定である。

具体的には、①障害者等疑似体験、②当事者対応に関するロールプレイ及び③裁判所の組織課題を考えるチーム討議を、それぞれ少人数のグループを編制して実施する。

①では、障害者や高齢者の置かれた状況を適切に理解するために、「裁判所における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領」を配布した上で、DVD学習と車椅子、高齢者疑似体験グッズを用いた体験学習を行う予定である。この体験を通じて、障害者等の置かれた状況を適切に理解し、障害者等に対して自分がどのような態度をとるべきか、配慮のための具体的な行動を考えさせることとしている。

②では、当事者対応のロールプレイを通じて、裁判所職員として求められる柔軟かつ適切な当事者対応の基本姿勢、特に、当事者対応における問題発見・解決能力、表現力等を身に付けさせることに加え、家事及び少年の各分野については職種間の連携、協働の在り方を考えさせることとしている。

③では、裁判所の組織課題について、チーム討議により検討を行い、その討議結果を発表し、研修生間で共有する予定であり、裁判所を取り巻く情勢等に広く関心や問題意識を持ち、広い視野や多角的な視点から組織課題について考える力や意識をかん養するほか、チーム内の多様な考え方や意見をまとめあげていく過程を体感することで、職種間連携の理解を深め、コミュニケーション力、理解力、説明力等も養うこととしている。

イ 連携協働に関する問題研究

「連携協働に関する問題研究（家事）」及び「連携協働に関する問題研究（少年）」を実施する予定であり、裁判官、書記官及び家裁調査官の三職種で連携して事件処理に当たる重要性並びに書記官及び家裁調査官の各事務処理の在るべき姿について理解を深めさせる予定である。

ウ 講義等

「表記法」の講義のみ既に実施したところであるが、今後は、例年実施している「裁判所の情報化」、「刑事特別講義」（刑法の基本問題）、「統計事務」、「DVの現状について、DV法」、「国際私法」、「精神鑑定」、「被害者保護」、「行動経済学」及び「ダイバーシティ・公務員倫理」の各講義のほか、本年度から新たに合同実施する「閲覧賸写・秘匿情報の管理」及び「養育費・婚姻費用の算定」の各講義を予定している。さらに、グループ別総合演習における検討を深めるために、演習開始前の時期に「裁判所をめぐる諸問題」及び「裁判所の広報」の各講義のほか、「問題解決とチーム討議」の科目において、チームによる討議方法や問題発見・問

題解決の考え方を含めた講義を行う予定である。

また、障害者等への対応について、疑似体験を前提とした総仕上げとして、障害者支援の専門機関職員による障害の種別ごとの特性に応じた対応の在り方を含めた講義を予定している。さらに、ハンセン病政策の歴史を踏まえた人権研修として、例年、国立ハンセン病資料館の見学を実施しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、見学に代えて、同館職員による講義を予定している。

一方、最高裁見学及び刑務所等の施設見学並びに最高裁大法廷首席書記官及び家庭審議官等による講話のほか、「戸籍法」、「精神医学」及び「DNA鑑定」の各科目並びに年度前半に予定していた法務省人権擁護局職員による障害者や高齢者の問題を含めた人権問題全般等についての講義を内容とする「障害者等への配慮」の科目は実施を見送ることとした。

2.2 裁判所書記官養成課程（番号61, 62）（※61, 62）

(1) 第一部

第17期研修生228人（このほかに特許庁からの受託研修生1人）について、3クラス編制で実施している。

なお、外部講師による講義については、第二部第16期生や家庭裁判所調査官養成課程と合同で実施するものもある。

(2) 第二部

第16期研修生（2年生）69人、第17期研修生（1年生）78人で実施している。憲法、民法総則及び刑法各論については、大学教授等の外部講師による講義を実施している。

(3) 養成課程の概要

養成課程の柱は、①基盤の形成、すなわち書記官の基本的事務について、事務の遂行に必要な知識を体系的に習得するとともに、事務の在り方を考える際の視点や思考方法等を身に付けるということと、②実践力の養成、すなわち修得した知識を実際に使うことができる力や技能を磨くということの2本である（専門分野）。

この両者のバランスを適切に保つことが必要かつ不可欠であることから、限られた時間の中で行わざるを得ないという制約も考慮し、書記官の育成を長期的に見た場合に最も重要である基盤づくりに比重を置き、実践力の養成については、最も基本的な分野の典型的な事件を題材として実施している。実践力の養成に向けては、各分野において、事件処理についての演習や模擬練習等を行うことに加え、演習や講義の中にできる限り討議や発表の機会を盛り込み、考える力や発信する力をかん養するようにしている。

これに加えて、裁判所を取り巻く社会情勢や組織課題について関心を持たせるとともに、関係職種と協働できるよう組織内連携の基礎を学ばせている（一般分野）。

こうした研修を通じ、法律専門職として、また、組織人として、その後の自己研さんとOJTによって着実に成長できる書記官の育成を目指している。

以上のような基本方針の下、令和2年度の当初予定していたカリキュラムは、基本的には昨年と大きな変更はなく、具体的には次のとおりとした。

専門分野の科目については、基本となる科目（以下「基本科目」という。）と応用性の高い科目（以下「応用科目」という。）に分類した上で、民事分野においては、民事訴訟法、民事実務（送达、受付、調書、和解、執行文）を基本科目と、民事実務（倒産、執行、保全、簡裁）を応用科目

と位置付ける。家事事件手続法・同実務の科目を応用科目と位置付けるが、近時の家裁を取り巻く状況に鑑み、単位数を増加した。また、人事訴訟実務を応用科目として新設した。刑事分野においては、刑事訴訟法、刑事実務（調書、事務、令状）、適条を基本科目、少年・同実務を応用科目と位置付ける。このほか、令和2年度は、前述した人事訴訟実務の科目のほか、民事実務（D.V）や任官直前期にこれまでの総復習を行う講義を実施し、研修生は、任官後の担当分野等に基づき、講義を選択して受講する科目（選択集中講義）を新設した。

一般分野の科目については、裁判所の情報化、裁判所をめぐる諸問題等の講義、障害者等に対する科目、一般研修部教官によるダイバーシティ、適正事務の確保等に関する科目を設けている。

このほか、家庭裁判所調査官養成課程との合同で実施する科目がある。

(4) コロナ禍における養成課程の実施状況

ア 第一部及び第二部2年

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえた周辺自治体からの要請や、その後の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の実施により、令和2年4月に予定していた総研での入所式を中止するとともに、その後に実施する予定であった集合修習を延期し、研修生に対して、自宅等に待機の上、学修（在宅学修）を命じた。

在宅学修は、研修生に対し、学習スケジュールと学習範囲を指定し、講義案及びレジュメ等の資料を定期的に送付して実施した。レジュメ等の資料は、例年、総研における集合修習で教えていた内容を、研修生の自学により、理解がしやすいよう、記述を分かりやすくし、図解するなどして工夫するとともに、必要に応じて練習問題を配置するなどアウトプットできるものを新たに作成した。研修生には、指定されたスケジュールに従い、これらの資料等を閲読等することにより、知識を身に付けさせた。調書作成については、シナリオを基に調書を作成する練習問題などを通じて通常の集合修習で行う内容のものと同じ程度のものを作成させた。また、自学を進めていく上で生じた疑問を解消できるよう、教官に対する電話による質問対応も行った。

緊急事態宣言が解除されたことを受け、周辺自治体の理解を得た上で、7月1日から同月22日までの期間において、研修生を4つのグループに分け（1グループ約60人から約80人）、グループごとに3日間の集合修習を実施し、感染防止策を講じながら、在宅学修のフォローアップと実務修習への導入を行った。

実務修習後の10月1日から感染防止策を講じた上で総研に参集させ集合研修（試験を含む。）を実施した。その後、11月16日から12月末まで、総研と所属庁等をインターネットで接続する方法によりオンライン研修を実施した。首都圏4府（東京、横浜、さいたま及び千葉）については、研修生の数も多く所属庁での受講場所の確保や通勤圏内に総研が位置することから、総研をオンライン研修の受講場所とした。オンライン研修での授業は、基本的に第一部及び第二部2年を同一グループとして実施した。

令和4年1月及び2月に、再度、総研に参集させた上で集合研修（試験を含む。）を実施するとともに、家庭裁判所調査官養成課程との合同カリキュラムを実施し、3月から修了まで、オンライン研修を実施する予定である。

以上を踏まえ、修了時期を当初の計画より後ろ倒し、令和4年3月25日とした。

イ 第二部1年

入所式の中止に伴い、総研でのオリエンテーション研修を中止し、直ちに所属庁での裁判事務修習を実施した。その後、10月16日からの総研での集合研修を延期し、裁判事務修習庁等に

おいて、オンライン機器が整う 11月13日まで、教官の講義を録画したDVDを視聴する等の方法で研修を実施し、同月16日から令和3年2月末まで、オンライン研修を実施した（なお、首都圏4府のオンライン研修の実施場所については総研としたことについては、第一部及び第二部2年と同様である。）。

令和4年3月からは、再度、総研に参集させた上で集合研修（試験を含む。）を実施する予定である。

23 家庭裁判所調査官養成課程（番号63, 64）（※63, 64）

後期合同研修中の第16期生は44人である。前期合同研修を終了した第17期生は48人であり、現在、所属庁で実務修習中である。

家裁調査官養成課程では、法律、行動科学及び調査実務の講義や演習を実施し、裁判所職員としての自覚の下に、その職務の本質を認識させ、家裁調査官として必要な人格の育成、自立性、能動性及び積極性の伸長並びに調査事務能力、事務処理能力及び政策検討能力を中心とする総合的な実務能力のかん養及び向上を図ることを目的としている。

第17期前期合同研修においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びそれに伴う緊急事態宣言の影響により、令和2年5月7日から同年8月2日までの前期合同研修期間のうち、同年6月22日から同月26日まで又は同月29日から同年7月3日までの計5日間、研修生の所属庁に教官を派遣する形での研修（以下「派遣研修」という。）、同月27日から同月31日までの計5日間、総研における集合研修（以下「集合研修」という。）を実施し、それ以外を在宅での学修（以下「在宅学修」という。）とした。予定されていた関係機関の見学等（最高裁判所、多摩少年院、きぬ川学院の見学及び府中けやきの森学園における特別支援学校の実習）は、実施できなかった。

在宅学修では、派遣研修及び集合研修の準備としての事前課題（ワークシート等）や、在宅学修の理解度を図るための小テストに取り組ませ、また、法律についての学修導入のための教官講義や外部講師による行動科学の知識の講義をDVD教材にして所属庁で視聴させた。派遣研修及び集合研修では、実務修習に必要な基本的知識の習得を図ることを目的として、実務修習に直結した講義や演習を配置して、実務修習の円滑な実施につながるよう配慮した。また、予定どおり実施できなかった講義や演習に代わる教材を配布したり、研修後に各自で復習して理解を定着させることができるように講義等で映写した内容を資料として配布したりし、研修と在宅学修の連動を図った。

第16期後期合同研修においては、前期合同研修における基礎的学習を踏まえ、実務修習の成果とも関連付けながら、実践的な能力を高め、定着を図ることができるようにカリキュラムを構成している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い実務修習後半期に実務修習の計画変更が生じたため、実務修習の終期を令和2年8月31日から同年9月30日まで1か月間延長し、それに伴い、後期合同研修の修了時期を令和3年3月1日から同月25日に延長した。実務修習の実施状況を踏まえて、調査実務関連の講義及び演習については、特に家事事件の演習の単位数を増やしたほか、基盤となる知識及び考え方を実務で応用できるようにすることを主たる目的として、教官や外部講師による講義と演習の連動性を持たせ、講義で習得した知識や考え方を実務でどのように活用していくのかを演習で具体的に考えさせる内容としている。また、調査報告書等の作成能力の伸長を図るために、演習で取り扱った事例について調査報告書等を作成させ、各研修生が自己の課題を自覚し、克服できるよう、添削を含む指導を行っている。面接技法については、研修生が実務修習中に作成した面接技法研究レポートを素材として、心理臨床家である複数の外部講師から面接技法上の指導を受けさせたほか、教官

による指導では、様々な教材事例を利用したロールプレイを繰り返し行わせることにより、研修生が共通して身に付けるべき技法の習得や個別の課題の克服に取り組ませている。その他、裁判所の制度・組織や関係機関の実情に触れる講義、心理テストに関する講義及び演習、裁判・調査事務の各論に係る内部講師による講義などを配置している。

【第1研究室の研究等】

2 4 過去の実務研究報告書の補訂

法改正等により利用に支障が生じている過去の実務研究報告書に必要な補訂を施して、各庁に還元している。

令和2年度は、平成19年度実務研究「家事手続案内の研究」につき、平成25年に施行された家事事件手続法を踏まえた補訂を行っている。

2 5 その他

(1) 書記官プラッシュアップ研修の指導用教材の作成

B U研における「最近の民事・刑事事件をめぐる諸問題」及び「最近の家事・少年事件をめぐる諸問題」の指導用教材を作成し、現場への情報発信を行っている。

(2) 法改正情報等の収集

法改正等に関する最新情報を雑誌や書籍等の様々なメディアから収集し、これを整理して、(1)の教材作成に活かすとともに、教官室との情報の共有を図っている。

【第2研究室の研究等】

2 6 家裁調査官研究紀要

家裁調査官研究紀要第29号及び同第30号を、令和2年度中に発行する予定である。

2 7 その他

(1) 調査事務上の課題についての基礎的研究

家事事件及び少年事件について、行動科学の最新の知見、法改正に伴う各種情報等を収集し、整理して、各種研究の立案、指導に生かすとともに、教官室との情報の共有を図っている。

(2) 調査事務に関するノウハウの収集と整理

行動科学に関する雑誌や書籍の中から家裁調査官の執務に役立つ論文等を「家裁調査官雑誌文献情報」として作成し、J・NETポータルの総研コンテンツに掲載している。

(R2.12.11 総研)

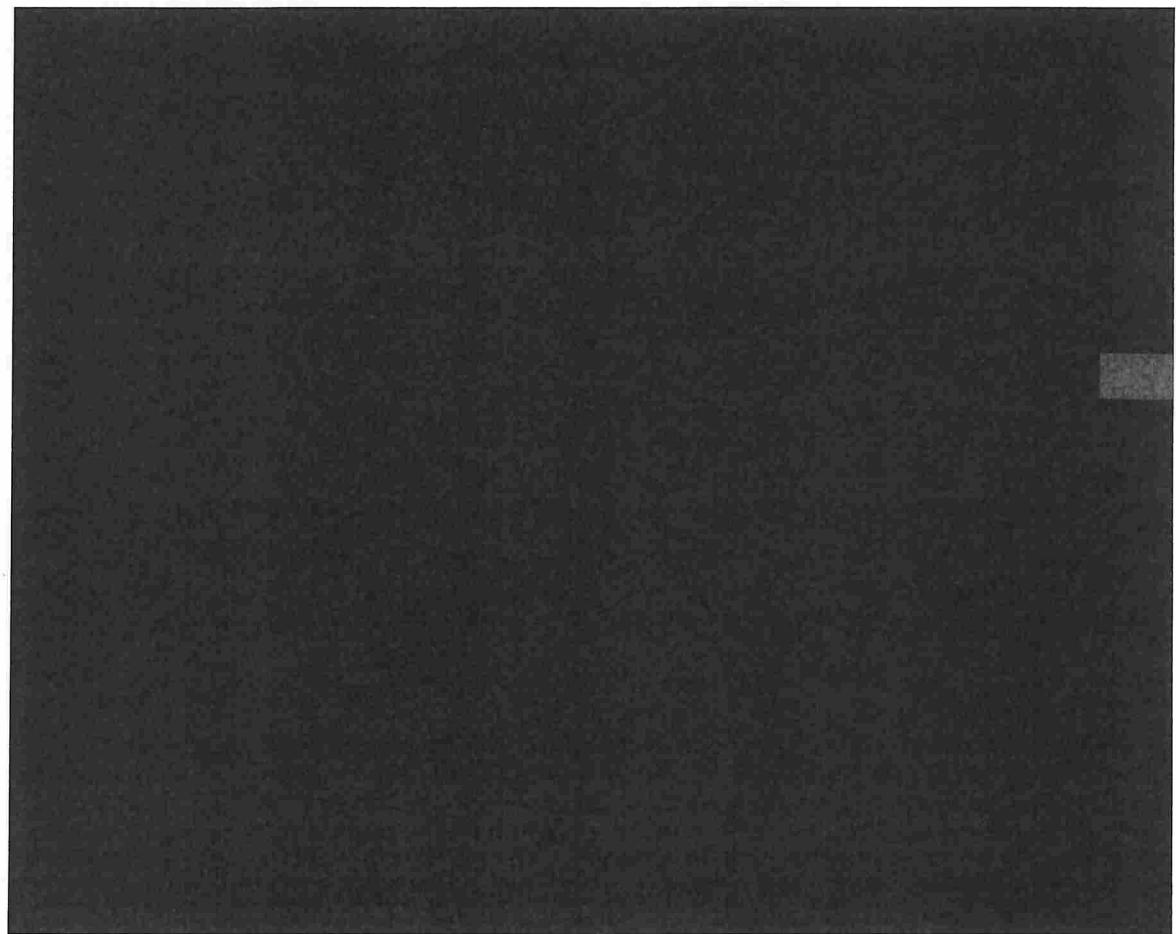
令和2年度研修計画協議会意見交換テーマ等について

1 意見交換テーマ

コロナ後における研修の在り方～コロナ禍での対応を契機として考える今後の研修の在り方～

2 進行概要

- (1) テーマ設定の趣旨説明（総研） [5分] 14:15～14:20



- (2) 令和2年度における中央研修の実施状況（実施に当たって検討した点や実施上工夫したこと等）の説明（総研） [15分] 14:20～14:35

ア 家事特別研究会（司研：家事専門研究会1（後見））

家事実務研究会（司研：家事基本研究会、家事専門研究会2（面会交流））

テレビ会議で一斉配信して実施したもの

- ・ テレビ会議で実施することとした趣旨
- ・ 実施上の問題点（テレビ会議で全体討議・班別討議を実施してみて）
- ・ [REDACTED]

イ 養成課程

D V D 視聴方式、ウェブ会議方式の実施

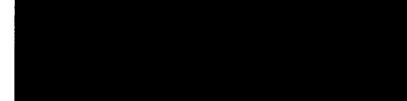
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]

(3) 令和2年度の高裁委嘱研修の実施状況（実施に当たって検討した点や実施上工夫したこと等）の紹介（各高裁） [10分] 14:35～14:45

*



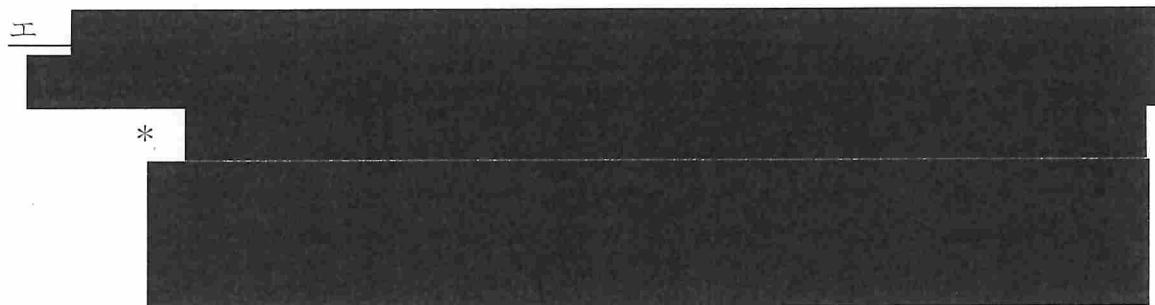
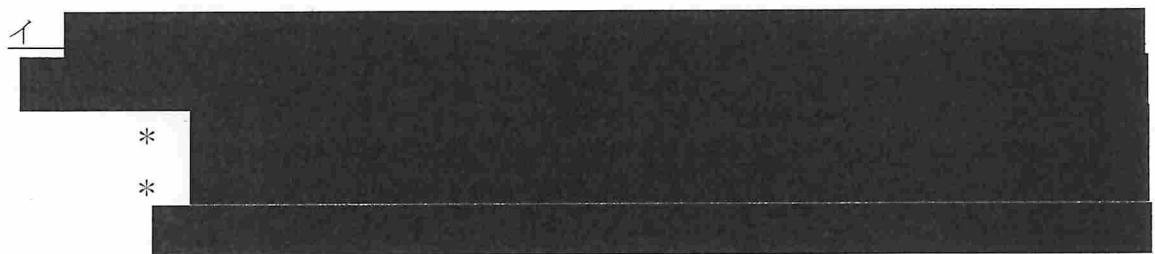
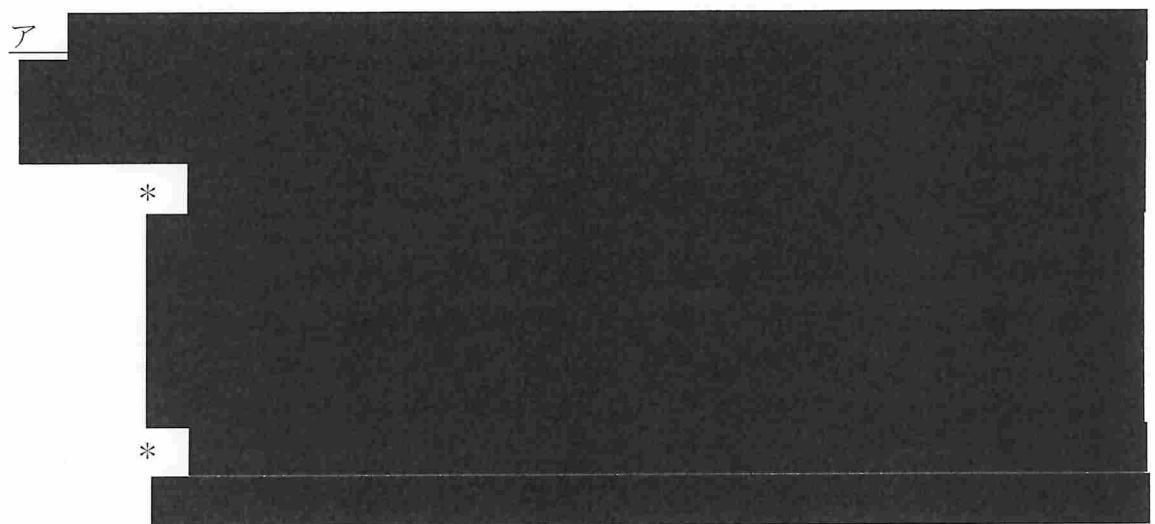
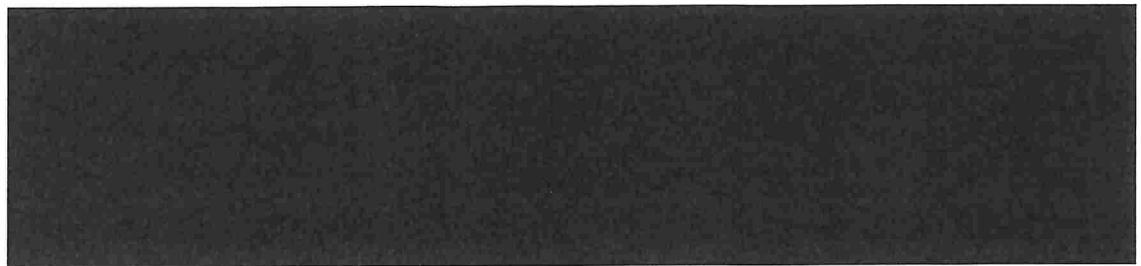
・

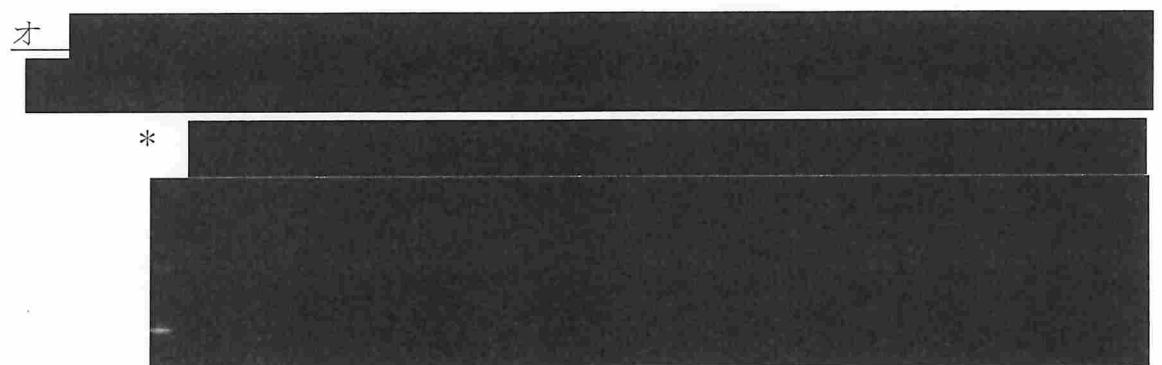
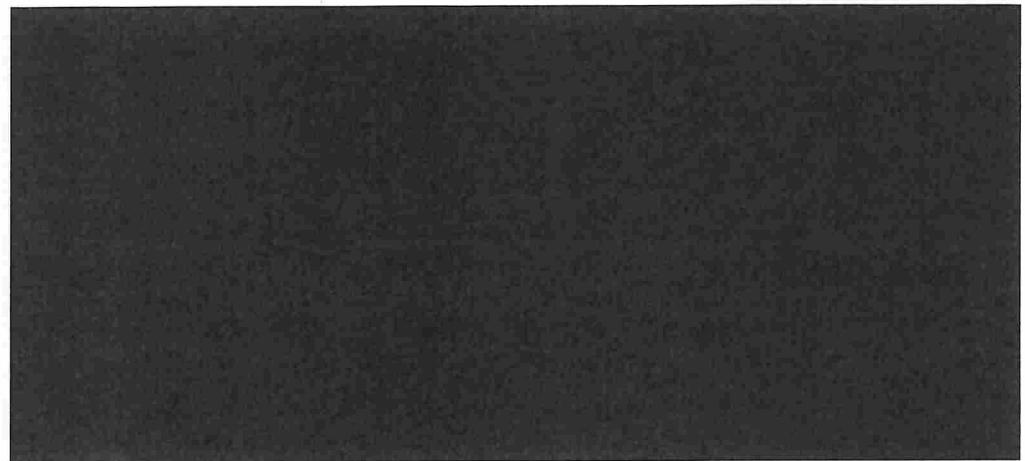


(4) 今後の研修の在り方 [70分] 14:45～16:05（途中休憩 15:15～15:25）

*







*



キ



[参列者等所感 10分] 16:05~16:15

[長官所感 10分] 16:15~16:25

令和2年度中央研修等実施状況

種別	研修名	当初計画	実施日	実施方法	実施上の工夫、問題点、評価等
中央研修	家事実務研究会	2.11.4~11.6	2.11.5	テレビ会議 (在京及び周辺 庁のみ参集) 日程短縮	<ul style="list-style-type: none"> 150人(裁判官50人、主任書記官50人、家裁調査官50人)が参加 司法研修所の家事基本・専門研2との合同カリキュラム 日程(例年3日)を1日に短縮し、テレビ会議システムを用いた同時配信の方法(東京、横浜、さいたま、千葉の4府のみ参集)で実施 事前検討課題を充実させ、全体を3つの班に分けて班別討議をすることで、円滑な進行と討議の充実を図った。
	家事特別研究会	2.10.8~10.9	2.10.8	テレビ会議 (在京及び周辺 庁のみ参集) 日程短縮	<ul style="list-style-type: none"> 120人(裁判官50人、主任書記官50人、オブザーバー20人)が参加 司法研修所の家事専門研究会(後見)との合同カリキュラム 日程(例年2日)を1日に短縮し、テレビ会議システムを用いた同時配信の方法(東京、さいたまの2府のみ参集)で実施 事前検討課題を充実させ、全体を3つの班に分けて班別討議をすることで、円滑な進行と討議の充実を図った。
	管理者研究会	2.4.13~4.17	2.8.25~8.27(第1回) 2.12.15~12.17(第2回)	総研に参集 (2回に分割) 日程変更・短縮	<ul style="list-style-type: none"> 第1回は80人、第2回は70人が参加(原則全員入寮) 幹部への新規昇任者が対象 日程(例年5日)を3日に短縮し、講義・共同討議ともに実施方法を工夫して時間を圧縮(一部講義は資料配布で代替。感染防止の観点から、共同討議や講義中のバズセッションは可能な限り回数を省略)

種別	研修名	当初計画	実施日	実施方法	実施上の工夫、問題点、評価等
	総合職採用職員初任研修	2.4.7～4.9	2.11.13(東京高裁) 2.11.18(札幌高裁) 2.11.20(福岡高裁) 2.11.27(大阪高裁) 2.11.27(広島高裁) 2.12.2(名古屋高裁)	高裁に参集(総研教官が出張) 東京以外はDVD視聴を一部併用 日程短縮・変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 63人(事務官15人、調査官補48人) ・ 所属庁で実務修習中の調査官補を総研に参集させることが困難であったため、所属高裁単位で実施(対象者が1人の高松は大阪の研修に参加) ・ 各高裁に総研教官及び企画研修第三課が出張 ・ 日程(例年3日)を1日に短縮し、所長講話及び総局講師による講義は東京高裁で実施したものをDVD化し、他高裁ではこれを視聴する方法を採用 ・ ・ ・ ・
養成課程	裁判所書記官養成課程			DVD教材 オンライン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集合研修にオンライン研修を一部併用(オンライン研修の受講場所は原則として養成課程生の所属庁(ただし、在京4府(東京、横浜、さいたま及び千葉)に所属する養成課程生は総研))。 ・ 二部18期(二部1年)については、オンラインの環境が整うまでの間、教官の講義を録画したDVD教材の視聴も併用 ・ オンライン研修は、通信容量の制約のため、PC画面にパワーポイント資料を表示し、教官は音声のみの配信(養成課程生との質疑応答は、音声でやりとりすることが可) ・ DVD視聴とオンライン研修には、研修の質を維持するため、電話による質問対応や課題を併用 ・ ・ ・ ・

種別	研修名	当初計画	実施日	実施方法	実施上の工夫、問題点、評価等
養成課程	家庭裁判所調査官養成課程	2.5.7～7.17 (前期合同研修)	<p>【所属庁における研修】 2.6.22～6.26(東京家裁、横浜家裁、さいたま家裁、千葉家裁)</p> <p>2.6.29～7.3(大阪家裁、京都家裁、神戸家裁、名古屋家裁、広島家裁、福岡家裁、札幌家裁)</p> <p>【集合研修】 2.7.27～7.31</p> <p>【在宅学修】 当初計画の期間のうち、上記以外の期間及び2.7.18～7.26</p>	<p>所属庁における研修においては、各所属庁に参集(総研教官が出張) 日程短縮・変更</p> <p>在宅学修においては、DVD教材、講義・演習に代わるワークシート教材</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修生は出身学部が多様であって、全くの初学者レベルの学修分野についてより効果的に学修を進めるために、DVDを用いた学修が有効であるため、法律についての学修導入のための教官講義や、外部講師による行動科学の知見の講義をDVD教材にして所属庁で視聴させた。 ・ 実際の調査事務と同様の検討を行う調査実務科目の演習とその前提となる知見を習得させる講義については、研修効果を上げるために対面で実施する必要性が高いため、集合研修で実施するほか、所属庁に教官を派遣して実施

令和2年度に実施した研修における工夫例等【集計結果】

回答序 工夫例	東京	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松	計
	[Redacted]								
テレビ会議	[Redacted]								
DVD活用	[Redacted]								
資料送付	[Redacted]								

※

※

※

令和2年度に実施した研修における工夫例等 【テレビ会議】

1 研修効果

☆ 集合研修との比較

- 10

6

Q

☆ テレビ会議で行う研修の効果を維持又は高めるための工夫

- Q

1

1

1

1

1

○

☆ 集合研修との連携

- 1

2 良かった点、あい路や課題など

☆ 良かった点

- 100

☆ あい路・課題

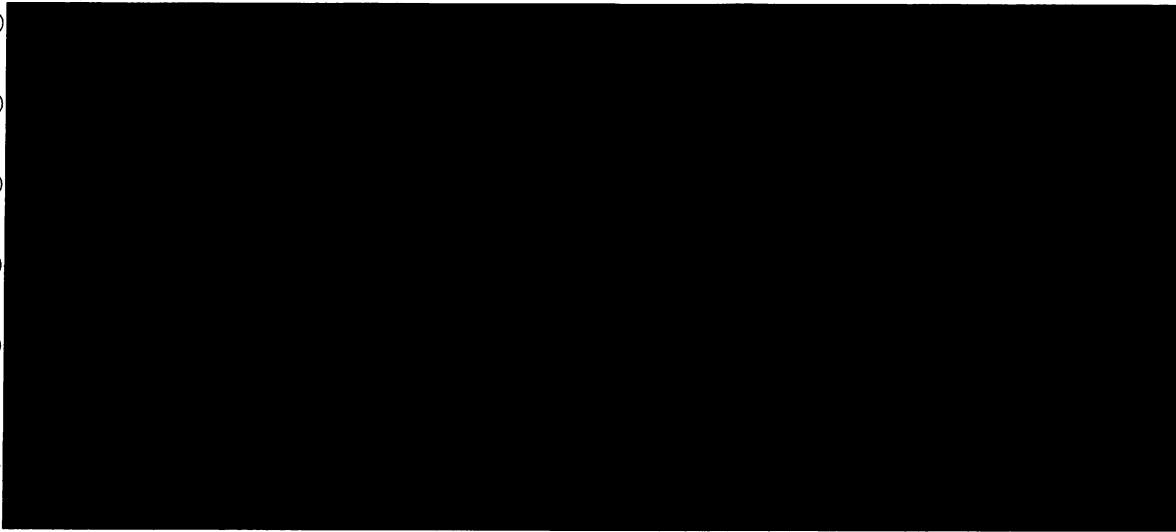
- ○ ○ ○

-
-
-



3 今後取り組むべき方策や、総研への要望

-
-
-
-
-
-



令和2年度に実施した研修における工夫例等 【DVD】

1 研修効果

-
-
-
-
-

2 良かった点、あい路や課題など

-
-
-

3 今後取り組むべき方策や、総研への要望

-
-
-

令和2年度に実施した研修における工夫例等 【資料送付】

1 研修効果

- ## ☆ 集合研修との比較、研修効果の維持又は高めるための工夫

- C
C
C
C

- C

- ## ☆ 研修効果の拡大

- C
C

- ### ☆ 効果の把握の困難性

- C

2 良かった点、あい路や課題など

- ☆ 良かった点

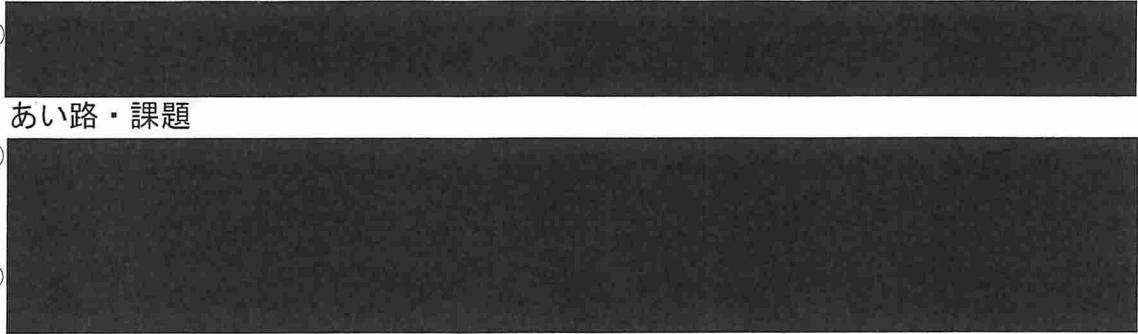
- C

○

☆ あい路・課題

○

○



3 今後取り組むべき方策や、総研への要望

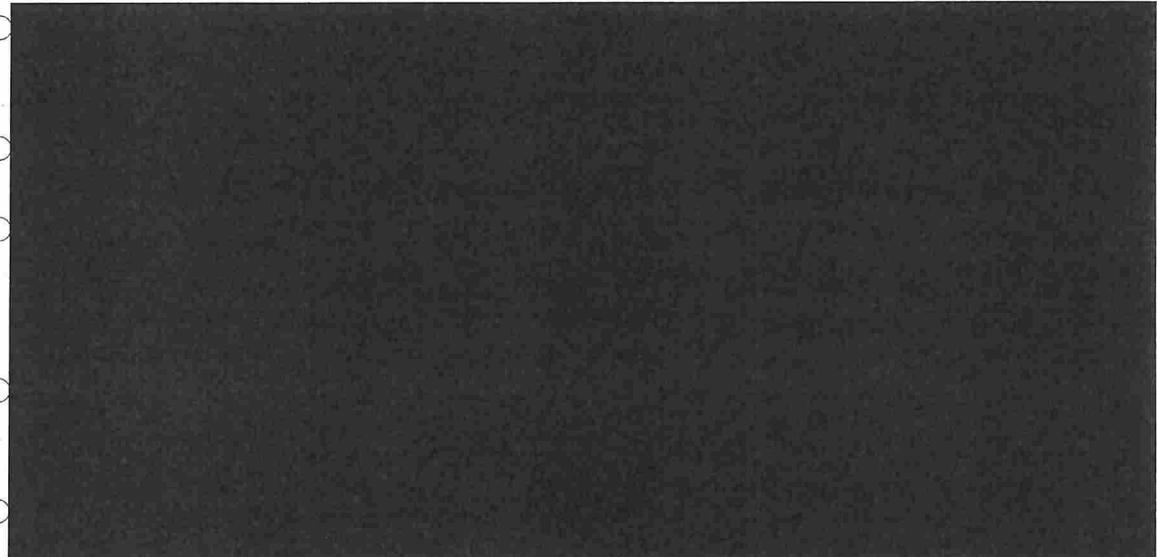
○

○

○

○

○



オンライン方式等のメリット・デメリット

	Web会議	テレビ会議（※）	映像教材（DVD教材）	eラーニング
メリット	<ul style="list-style-type: none"> （必要な機材と通信環境が整備されれば）全国どこからでも参加が容易 ・移動の時間とコストの節約 ・双向方向でのやりとりが比較的容易 ・（ブレイクアウト機能を使えば）グループに分けた討議等にも対応可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動の時間とコストの節約 ・双向方向のやりとりは可能 	<ul style="list-style-type: none"> （個別に視聴させる場合には）いつでも視聴が可能（時間的自由度が高い） ・移動の時間とコストの節約 	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも受講が可能（時間的自由度が高い） ・移動の時間とコストの節約
		<ul style="list-style-type: none"> ・既存の機器を活用することで初期投資が不要 	<ul style="list-style-type: none"> （個別に視聴させる場合には）何度も視聴することで理解度が高まることが期待できる ・一度作成した教材は、内容に変更がない限り繰り返し利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分のペースや達成度に応じて自由に学習を進めることができる ・一度制作した教材は、内容に変更がない限り繰り返し利用可能 ・教材の印刷代、送料等のコストが掛からない ・必ずしも講師を必要としない
			<ul style="list-style-type: none"> ・一定の講義の質を保つことができ、全国均一な研修内容の提供が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習管理システム（LMS）により、研修員の進捗状況、成績等の管理やテスト結果などのフィードバックが即座に確認できる
		<ul style="list-style-type: none"> ・通信環境が比較的安定している 		
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> （収集方式に比べ）研修員同士の横のつながりが作りにくい 	<ul style="list-style-type: none"> 研修員同士の横のつながりが作りにくい 	<ul style="list-style-type: none"> 研修員同士の横のつながりができない 	<ul style="list-style-type: none"> 研修員同士の横のつながりができない
	<ul style="list-style-type: none"> ・実習型（ロールプレイ等）の研修に向き 	<ul style="list-style-type: none"> ・双向方向のやりとりはできるものの、多数のグループに分けることができず、グループのメンバー数が多くなりディスカッションが難しい ・実習型（ロールプレイ等）や討議型の研修に向き 	<ul style="list-style-type: none"> ・双向方向のやりとり（質疑応答やディスカッション）ができない ・実習型（ロールプレイ等）や討議型の研修に対応できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・双向方向のやりとり（質疑応答やディスカッション）ができない ・実習型（ロールプレイ等）や討議型の研修に対応できない
	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な機材調達のための初期費用を要する 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ会議システム未整備府からの参加が難しい（整備府への移動コスト等が生ずる） 	<ul style="list-style-type: none"> （個別に視聴させる場合には）受講ベース等が研修員の自主性に委ねられるため、モチベーションや集中力を維持するのが難しい ・教材制作及び送付のコストが掛かる ・一度作成した教材の更新が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・受講ベース等が研修員の自主性に委ねられるため、モチベーションや集中力を維持するのが難しい ・教材を制作する手間やコストが掛かる ・学習履歴や教材を配信・管理するための学習管理システム（LMS）が必要（そのためのコストが掛かる）
	<ul style="list-style-type: none"> ・各庁での会場の確保が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・各庁での会場の確保が必要 ・多地点接続の予約が困難（事件処理が優先） 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの通信環境の影響を受けやすい 			

※現在裁判所に整備されている現況を前提